

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会

(第23回) 会議録

会議年月日	平成24年12月11日(火)		
開会	午後1時00分	閉会	午後6時12分
場所	5階 議場		
出席委員 (9名)	委員長 橋尾泰博 副委員長 房安 光 委員 島谷龍司、伊藤幾子、桑田達也、湯口史章、上紙光春 上田孝春、上杉栄一		
欠席委員	なし		
委員外出席	石田憲太郎、椋田昇一、寺坂寛夫、砂田典男、有松数紀、谷口秀夫、 入江順子		
事務局職員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出席説明員	総務部長：羽場 恭一 庁舎整備局長：亀屋 愛樹 庁舎整備局長補佐：竹内 一敏 庁舎整備局主任：宮崎 学 庁舎整備局専門監：前田喜代和		
傍聴者	11名(別添のとおり)		
傍聴者(報道)	朝日新聞、産経新聞、読売新聞、山陰中央新報、日本海新聞、 工業新聞、毎日新聞、中国新聞、共同通信、山陰中央テレビ、 山陰放送、日本海ケーブルネットワーク、日本海テレビ		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備考			

午後5時15分 開会

◆橋尾泰博 委員長 それではただいまより鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会を開催をいたします。本日はレジュメの2番に記載してございますように、特別委員会報告についてということを経験にいたしたいと存じます。先日、私の方から委員長報告の素案を出させていただきました。各会派、お持ち帰りをいただいて会派の御意見等をまとめたペーパーを出していただきまして、今日皆さまがたのお手元に、それらを集約をしたペーパーをお出しをさせていただきます。これをまず議論を進めていきます素案のたたき台として、今日の御審議を進めてまいりたいとこのように思います。前々回の特別委員会におきまして、この委員会報告の取りまとめにあたって、こういう項目を入れて整理をしていけばということで、先日9項目、皆さまがたに御提案をし、御了解をいただいたその筋立てで書かしていただいております。その資料を見ていただきながら進めさせていただきたいと思いますが、その番号順に1つひとつ整理をさせていただこうというふうに考えておりますけれども、委員の皆さまその進めかたでよろしいかどうか、まず最初に確認をさせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。よろしいですか。はい。

そうしますと私の方から読ませてもらいましょうか、事務局の方で朗読していただきましょうか、いいでしょうか私の方で、はい。それではまず1番でございます。これは鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会における調査の経過及び結果について御報告いたします。本特別委員会は、本年5月20日に行われた鳥取市庁舎整備に関する住民投票で「現本庁舎の耐震改修及び一部増築」案が60%を越えた得票で選ばれたことを受け、平成24年第3回臨時会において、本庁舎耐震改修等に関する調査研究を目的として9名の委員会構成で設置をされました。というふうに記載をいたしております。これは特別委員会が設置をされた経緯を記載をするところの部分でございます。御意見等ございましたらお願いをいたします。それでは1番の委員会設置に至る経緯についてということで読ませていただきました。この点についてご異論がないようでございますので、御了解をいただいたということで決定をさせていただいてよろしゅうございますか。はい。ありがとうございます。それでは、2番の委員会開催の状況についてということを経験にいたしたいと存じます。現在までの7カ月の間に、今日が23回目でございますが、○回の特別委員会、それから5回の鳥取市庁舎耐震改修及び一部増築案に関する調査委託業務に関する調整会議の開催など、議論を重ねての最終報告であります。というふうに記載をさせていただきます。2番の委員会開催の状況についてこのような記載にいたしておりますけれども、この記載の方法の通りでよろしゅうございますか。はい。ありがとうございます。

それでは3番の住民投票で選択肢された（耐震改修案及び一部増築案の計画条件の調査を依頼した経過について）ということでございます。読ませていただきます。特別委員会設置後、先進地視察や耐震改修案立案者を2回参考人招致するなどにより、住民投票の際に議会が示した現本庁舎の耐震改修及び一部増築案（2号案）の内容、工事などについての具体化に向けた調査を進めました。その下のまだこれから御議論いただきたいということで空白にさせていた

だいておりますが、その協議が整いましてから、その中で第三者である専門家を交えた更なる検証が必要と判断し、地方自治法第 100 条の 2（専門的知見の活用）に基づき、平成 24 年 9 月定例会にて調査業務を株式会社日本設計に依頼することを一部議員の反対はありましたが、賛成多数で議決し、調査を委託しました。というふうに記載をさしていただいております。それで、先ほどの読ませていただいた 3 番の空白の部分でございますが、いろんな御意見をいただきまして、この流れで何も入れないでいいのではないかとということと、言えば、参考人に 2 回この特別委員会にご参加をいただき、委員の皆さんとの集中審議並びに 93 項目に亘る質問等がございました。その中でこの特別委員会の当初のスタートの目的が 20 億 3 点セットの工事費を住民投票に付すときに金額は決めておったんだが、工事の内容については詳しく検証していないと、それに伴って山本参考人お越しをいただいて工事の内容、概要等をお聞きをしようということでもございました。

そういう経過がございますので、1 つのこの中に入れる案として、参考人招致の中で 2 号案は鳥取県庁と同等の必要最小限の耐震計画であることを確認をいたしましたという文言を入れてはどうかという 2 つの御意見が出てまいりまして、皆さまにお諮りをしておるところでございます。この点につきまして、御意見ございます委員のかたは挙手の上、御発言いただきたいというふうに思います。

◆房安光 副委員長 はい。

◆橋尾泰博 委員長 房安委員。

◆房安光 副委員長 この案は、いわゆる本庁舎の耐震改修のみに言及しとるわけでございますけれども、2 号案というのは、いわゆる 3 点セット。本庁舎の耐震改修、一部増築、それから駐車場 150 台というのが、主たる内容でございますので、この本庁舎の耐震改修だけを取り立ててここへ表記するということは不都合であるというふうに感じます。それで、2 号案というのは広く周知されているという前提であれば 1 つもこれを入れなくてもいいし、入れるのであれば、その 3 点セットを全部入れるということでないちょっと表現的にはおかしいじゃないかというふうに感じます。

◆橋尾泰博 委員長 はい。今、房安委員の方からこの記載については市民の皆さま、あるいは特別委員会の皆さんも、20 億 3 点セット言えば皆さんよく御理解をされておるので記載する必要がないのではないかと。それからもう 1 点は、この 3 点セットであるから本庁舎の耐震計画のことのみ記載するのではなくして、書くのであれば 20 億 3 点セットについてのそれぞれの確認を記載したらどうかという御意見であったというふうに思います。この、今の房安委員の御意見を 1 つのたたき台として今後の審議に移りたいと思います。どなたかございますか。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 山本さんを参考人招致をして確認をしたときもだし、それから住民投票にかけたときの基本的な考え方とすれば、やはり現本庁舎を、あるものを大事に使って必要最小限度の金額で耐震改修をしていくというのが基本的な考え方であったというふうに思います。確かに現本庁舎の耐震対策とそれから一部増築と駐車場、これについては、やはり今のこういった大事なときだからやはり住民投票にかけるときにも今のあるものを大事に使って必要最小限度、

現状維持をしながら耐震改修、市庁舎整備を行っていくというのが基本的な考え方だったというふうに思いますし、山本さんもその考え方を参考人招致したときに述べられたというふうに思いますので、その辺をどういった文言で記述するかは別として、そういった考え方であったということを1つ明記する必要があるじゃないかなというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。上田委員の方からは3点セットを記載しておくべきではないかという御意見でございました。その他ございますか。桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、上田委員の方からそのあるものを大切に使用していく、その上でこの庁舎の改修をこの提示をされたのが山本さんの理念であるという御意見であったわけですけども、確かにあるものを大切に使うというその理念は大切であろうかと思っておりますけども、庁舎のこの整備については、まずは安全安心これを最優先に行っていく。これが、私たちの最大に課せられたこの使命でもあったというふうにも思うわけで、そのこと少し観点が違うのかなあというふうに思うのと、それから今、委員長の方から示されたこの案1ですね、参考人招致の中で2号案は鳥取県庁の同等のという文言を入れるかどうかということなんですが、私はあえて入れる必要はないのかなというふうに思います。鳥取県庁をこのように直近の比較対象として出されるということ、これ自体が適当ではないということが調整会議でも確認をされておるところでありますし、この鳥取県庁の工事というようなことが文言に入りますと、いわゆるこの積算の在り方にまでこの言及せざるを得なくなる。返って我々が確認をしてきたことと異なるようになるのではないかとこのように思っておりますので、私はこの3についてはこのまま何も入れずに調査を進めました。その中でというふうにつながればそれでよろしいのかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。桑田委員の、言えば、こういう文言を入れると積算の方の文言にも関連してくるというお考えで入れる必要はないという御意見だったというふうに思います。言えば山本さんの考えておられたことを文言というか、言葉だけの表現でなくして、一番目の前にある県庁という建物があって、現実に工事をしておられる。イメージとして市民の皆さんというか、我々が報告する上でイメージとして非常によくわかるんではないかという部分もございますので、ここについては議論が分かれるところだろうというふうに思います。その他ございますか。はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 すんません。桑田委員が、さっき僕があるものを大事に使うということの中で、安全安心というものが担保されなければならんということ。これは山本さんの考え方というか、我々が3点セットにしても、安全安心が全然無視されてというふうな考え方じゃないですよ、それは。当然その耐震、市庁舎整備にあたっては安全安心のきちとしたものを整備するというのが基本的な考え方ですから、何か桑田さんの答弁に対して、僕があれするようで失礼かと思っておりますけど、それは当然の基本的な考え方であるということは申し上げておきたいというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 鳥取県庁と同等の必要最小限の耐震計画、鳥取県庁と同等のというのが高いのか安いのかこれもわからないわけですね、それから要するにさっき上田さんがおっしゃった

ように、必要最小限あるものを大事に使うということであるならば、正に半地下の駐車場なくして平面駐車場にした方が要するに費用が安くかかるわけなんです。ですから、この必要最小限の耐震計画ということで本当にあるのであるならば、わざわざ地下に駐車場を造らなくても平面でしたら地下駐のそれこそ建設費用は浮いてくるわけですから、ですからそういった整合性からすると、ここでこういう議論しても、元の議論になっちゃうんだけどね、私はここにその文言を入れる必要はないと、逆に言えば県庁と同等のという必要最小限という定義がどこにあるかということになるわけですね、このあたりの文言がはっきりしないと、逆にそれこそ市民にも非常に混乱するような話になるのではないかなあと私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私は、この案1と、協議1の中の案1になっている文言で言えば、これだけの説明であれば上杉委員も言われるように誤解と言いますか、混乱を招く表現になるかもしれないというふうには思います。ただ、やはりこれは参考人招致をしてその2号案というものの自身の話を聞いた。それで、次にその中でというところにつながっていく部分で、経過としては、もともとその2号案というものがどういう考えであったのかということを示すということではより丁寧かなと私は思います、そういう言葉を入れるのがね。ただ、先ほど委員長が言われました文章の表現では、説明不足と言いますか、そういったところがあるかなと思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい。伊藤さんの意は耐震だけでなくして3点セット20億だから記載するんで、説明不足だから入れるんだったら3点セットのことについて記載をしてくださいということですね。はい、その他ありますか。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 私も入れない方がいいと思うということで話をさせていただきます。先ほど、上杉委員が言われたのと少し似ているんですけども、ここで案1というふうになっているやつで、鳥取県庁と同等、必要最小限の耐震計画、これ我々全く検証していません。それが最小だったのかどうかなんて私たちは全く検証してなくて確認もしてないわけですから、ここの部分で入れるということ自体が全然議論の遡上に上ってこないのではないかと。ですからあくまでここでは何も入れない方がいいというふうに私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。島谷委員は、これは必要最小限の耐震計画であるということを検証していないと、だから記載する必要はないのではないかとということでの御意見だと思います。この必要最小限の耐震計画というこの字句の流れでございますが、これは山本参考人が特別委員会に来て意見陳述をされ、質疑応答の中で上紙委員の方からの御質問に対して、必要最小限の耐震計画であるということをはっきりと明言をされた。その言葉をここに入れさせていただいたということだろうと思います。ということで、あと御意見のあるかたございますか。上杉委員。

◆上杉栄一 委員 今の委員長の話からの文言、この文脈からすれば2号案は必要最小限の耐震計画であるということを確認したということで、次の文脈にいくわけですから、その中で第三者である更なる検証の必要が判断としたということについての、これは、それこそ文章が繋がらない、このままでは、というふうに思います。

- ◆**橋尾泰博 委員長** 今は入れるか入れないかを検証、御協議いただいておりますので、入れるということになれば当然次の文脈の字句の整理というのは、当然出てくるんだろうというふうに思っております。今は入れるか、入れないかという部分の御議論に集中させていただきたいと思います。はい、島谷委員。
- ◆**島谷龍司 委員** 先ほどの委員長の言葉をちょっと取るようで申しわけないんですけども、必要最小限の計画だというのは、参考人がおっしゃったというふうに言われたんですけども、言えば全てここに入れるというもおかしな話で、先ほどから言っているように、検証がなされていないものに対して、それを言ったから入れるという、これは論理的に考えても正確なのか、または間違っているのか、それを検証していないものをここに入れるということ自体が委員長報告に、全くそぐわないと私は考えますので、ぜひこれはない方がいいと再度、申し上げておきます。
- ◆**橋尾泰博 委員長** はい。先ほど、1つの例で質疑のやり取りというか、さっき例えとして1つ出させていただきましたけれども、例えば、いろんな集中審議をやりました。その中で、例えば、湯口委員の御質問だったのでしょうか、この耐震改修の工事内容、どういうことを想定しておられるのかという御質問の中で、山本参考人は構造の部分と、これは免震工事ということでしょけれど、それとサッシを考えておりますという、そういう御答弁でございました。言えば、そういうことも含めて、言えば使えるものは使っていきましょうと、それから50年経っている建物ですからどうしても改修しなければならん、そういうものはこれから調査をして、きちっと改修をしていこうと、そういうお考えであった。そういういろんな、2回参考人に来ていただいて、長時間御審議をしていただいたという流れの中で、それを特別委員会の中では金額の3点セットは、住民投票の折に議員36人で決めたけども、工事の中身についてはきちっと工事の内容が精査できていない、その部分を明らかにしましょうということでの参考人招致であったわけでございます。今、手を挙げておられた。すいません。というようなことで、いろんな参考人の流れの中でこういう表現も入れてはどうかということでの提案でございます。はい、湯口委員。
- ◆**湯口史章 委員** 県庁云々ということについては、この部分だけを取り立てて文章化するというのは、先ほどから皆さんの方からも御意見があるように、私はあまりそぐわないというふうに思っております。それから、必要最小限の耐震計画であった云々ということについては、これは前提とすれば我々が2号案として住民投票に出す段階の中で、これはもう議論された話でありますし、そういうことをもってして提案がされてきているわけですから、取り立ててここでこれを取り上げて更なる検証が必要となったなんていうことにつなげていくということは、私はあんまり意味がないというふうに思っております。これはもう周知の事実ですから、これは前回の検討会の中でさんざん議論されたことですので、取り立ててここで取り上げる必要は、僕はないのかなというふうに思いますけどね。
- ◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。その他、ありますか。はい、伊藤委員。
- ◆**伊藤幾子 委員** 聞いている市民がわかりやすくと思えば、私はそこに先ほども言いましたけども、言葉ではなくて、もうちょっとわかりやすくしたことを入れた方がいいと思います。それ

で、これは1、2、3とくりががありますけど、これ時系列で並んでいるわけですね。それで、参考人に来てもらって話を聞いて、こういうことを確認しましたというか、そういう話でした。それでさらに第三者であるところに検証が必要と判断したというふうにつながっていく、元々の前提というかな、そういうことになると思いますので、私は入れて決しておかしくはないと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。入れるべきだというお考えの委員のかたもいらっしゃいます。それから、入れる必要がないという委員のかたもいらっしゃいます。その中で、先ほど、島谷委員の方からこれが必要最小限の耐震計画であるのか、高いのか安いのか検証をしていないという言葉があったわけですが、元々はこの住民投票にかけたこの2号案と言いますか、その立案者の考えが工事の中身はわからないからよく検証しようということが、この特別委員会が一番最初のスタートの課題であったわけでございます。

そういう意味で入れる必要はないという委員もたくさんいらっしゃいますけど、もし仮に入れるべきだという委員のかたもあるわけございまして、入れるとすればどういう記載が考えられるのか、この点をちょっと御意見いただきたいというふうに思いますが、先ほど房安委員の方からこれは耐震改修のことだけであるんで、20億3点セットについては、第2庁舎、それから半地下駐車場、この点の記載も入れるとすれば、入れなければならないというような2つの御提案をいただいたわけですが、もし入れるとすれば、どのような記載方法が考えられるのか、この点を議論させていただいてみたいと思います。それで出た段階において、最終的には入れるのか入れないのか、そこの判断に移らせていただきたいというふうに思います。いかがでございましょうか、どなたからでも結構でございます。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 入れるか入れないかの話ということで、まずは、何と言いますか、議論の流れがもし入れるとすればというような議論の進め方というのは、私はおかしいと思います。これは入れるか入れないかをまず決めてから、それでは入れるとすればどういう表現にするのかということを決めるべきであって、今の委員長のお話であれば、入れるというのが前提となるようなかたちの議論の流れになってくるのではないかと、私は考えますが、いかがでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。私は決してそのような考え方はいたしておりません。入れる必要がない2つあるんで、入れないということになったら何も入れなくていいんですけど、もし入れるとすれば、どういうことが考えられるのか、それが出て、こういう入れ方するんだったらいいのかな、あるいはもうやっぱり必要ないよというのか、そこはやっぱり判断をすればいいというふうに考えております。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今委員長も御自分でおっしゃったように、入れなければ議論する必要はないということをおっしゃいました。

◆橋尾泰博 委員長 いや、違う。

◆島谷龍司 委員 いや、そうじゃなくて、

◆橋尾泰博 委員長 なんべん同じ言葉を。

◆島谷龍司 委員 議論の流れというのは、しっかりとしてもらわなきゃ駄目ですよ。

◆橋尾泰博 委員長 休憩します。

午後1時30分 休憩

午後2時15分 再開

◆橋尾泰博 委員長 市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会を再開をいたします。先ほど休憩に入る折に失礼なことがあったかと思えます。お許しを賜りたいと思えます。休憩前に3番の空欄のところでございますが、そちらの方の協議の折に20億3点セット、これの参考人招致をいたしました。検証に基づいて必要な字句を入れてはどうかという提案をいたしましたけれども、入れる必要がない、入れておけばいいのではないかと。ただ、入れるにしても耐震改修のことだけでなくして入れるのであれば3点って言いますか、2号案を包含したようなかたちで入れるということということも考えられるのではないかとという2つの、2つの案と言いますか、出てまいりました。そういう中で、委員長として、もし入れる表現としてどのようなことが考えられるのかということの御提案をしましたけれども、入れる必要はないということで決を採ってはどうかというような御提案もあったかと思えます。

そういう流れの中で、私委員長として、この市庁舎耐震改修問題につきましては、この一連の流れを見ておきまして、議会全体が同じ責任を持って今日まで来ておるということ踏まえ、この特別委員会の報告書をこの9名で集約をできるかたちを目指していきたいという基本的な考え方を持っております。そういうことで、先ほどの提案をさせていただいたということを御理解をいただきたいというふうに思います。結果としてどうなるかはわかりません。ということで、先ほどの提案に対する審議を進めさせていただきたいというふうに思います。どなたからでも結構でございますけれども、入れる場合には、どういう表現がいいのかということについて、御意見のございます委員のかたはお願いをしたいと思います。はい、伊藤さん。

◆伊藤幾子 委員 入れる場合どういう表現がいいのかということではなくて、私としては、ここに入れるものというのは、私の考えでは2号案っていうものがどういうものだったかというような説明を入れるものと理解をしておりますので、まずそういったものを入れる必要がないという委員さんの御意見を伺いたいなど。それで、やっぱり必要だ、入れた方がいいっていう意見も当然言わせていただきますが、そこの議論をもうちょっと深めていただきたいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 委員長の入れるとしたらということであるならば、どういう文言がいいのかということですが、私は入れる必要はないということですから、入れる必要があるということかたに。じゃ、どうだということを提案していただいて、それがいいのか悪いのかということになるかというふうに思います。ですから、この委員の中で、今さら入れる必要がない委員にまで、それを求めることについては、これはいささか、ちょっとおかしいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。そうしますと上田さん。はい、お願いします。

◆上田孝春 委員 私は入れた方がいいじゃないかという意見でした。それはこの特別委員会に2回も山本さんを参考人として来ていただいて、いろいろ山本さんのやはり市庁舎整備に対するコンセプトというか、考え方をお聞きしたわけですから、そのことについてやはり文言をどう

いうふうにするかは長々書く必要もないというふうに思いますけれども、やはりコンセプト、考え方は入れるべきだというふうに思っております。そういった意味で話をしたわけですから、入れるとしたらどういった文言でという話ですけれども、やはり山本さんの考え方の中では、やはりこの市庁舎整備に対しては大きなお金をかけるのではなくして耐震改修、新築、それから駐車場広場、こういったものを整備をするという考え方で、参考人招致したときにも、そういった基本的な考え方、コンセプトを持っておったわけですので、文章は長くならない程度で、その旨をやはり記述して、次に、それで、その結果を踏まえて、第三者の日本設計に業務委託をしたというふうなかたちでつないでいってはどうかというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい。今、伊藤さんの方からは2号案はどういうものだったのか、入れる必要はないという委員さんの御意見を訊かせていただきたいという御意見であったと思います。この点については、先ほど湯口さんの方から鳥取県庁というようなことは入れん方がいいではないかというようなことであったわけです。それから、上田さんの方から山本さんの原案のコンセプト入れることがいいのではないかと。言えば、大きなお金をかけるのではなく耐震、増築、半地下駐車場、そういうものをお金をかけるのではなくて整備をしていくんだと。こういう開発コンセプトを入れればいいのではないかという御意見であったと思います。

それで、先ほど伊藤さんの方から2号案どういうものだったのかということをお反対に入れる必要はない委員の皆さんに御意見をお伺いしたいということがあったわけですが、この伊藤さんの質問に対して、どなたかお答えいただけるかたございますか。1つは、なんですか、先ほど出てきておったのがいろいろ議論してそういうことは皆知っておると。今さら書かんでもいいのではないかという御意見もあったというふうに、私理解をしておりますけれども、その他ございますか。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 伊藤委員に対する説明じゃないですけど、私も入れる必要はないと思います。ただ、ただ、文脈からすると具体化に向けた調査を進めました。その中で更なる検証が必要と判断しじゃ、ちょっと弱いなという感じは、文言として、文脈としては受けますね。従って、不必要なことを入れんという考え方ですので、不必要なことを申し上げますけど、入れるとすれば、内容が不明確であったなどにより検証するぐらいを1行加えればもうそれで十分だと思いますよ、私は。入れるとすれば、不明確、例えばですよ、例えば、それがいけなかったらよろしいですので、私の意見は。

◆橋尾泰博 委員長 内容が不明確であったなどで。

◆上紙光春 委員 などを入れればいいですけど、その程度にしないとこの文脈がなんでもう一度したのかということにちょっと弱い感じはしますね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。言えば、先ほども申し上げましたけれども、山本さんが立案をされた計画について、工事費の20億3点セットは議会で36人合意しましたけれども、工事の内容については検証していない。その点を山本参考人に特別委員会にお越しをいただいて確認をしようということをやったことでございます。今、上紙委員の方から内容が不的確であったなど、不明確っていう、これは。はい、はい。不明確、はい。ということの言葉ではどうだろうかということがございました。現実にあれです、そういう御意見もあろう

かと思えますけれども、まだ鳥取市の耐震整備の計画も我々理解しておるわけでもありませんし、提案を受けたもんでもありませんし、まだ耐震改修案の基本計画そのものができる段階ではないので、山本参考人としても答えれる範囲は答えられたというふうに思いますが、内容が不明確であったなどという言葉に皆さん、委員の皆さんが印象として持つておられるんだろうということであったと思います。はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 上紙委員さんが、何とかいい方向でという1つの提案ですけれども、僕の参考人の内容が不的確とか、その不十分だとかいうことはいかなもんかなというふうに思うんだ、山本さんに対して、山本さんに対して何か質問することや聞きたいことはどうかというかたちでそれぞれの会派が90何項目にわたって、疑問点云々を出して、それに対して説明を求めたわけですからね、求めてきた経緯があるわけですから、そこで不十分だとか、そういったかたちは、私は文章の中には入れるべきじゃないというふうに思いますよ。なぜかという、先ほど申し上げましたように、山本さんに聞きたいことや不十分なところややっぱりあるんだしたら、各会派がそれぞれ質問項目を出してくださいというかたちで項目を全て出し切って、それに対して山本さんの考え方を訊ねたわけですから、そういった経過があるわけですからね、それをしておきながら、内容が不十分だとか、そういったことはちょっといかなもんかというふうに思いますよ。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。上紙氏、はい、どうぞ。

◆**上紙光春 委員** 上田委員さんは不十分だという言葉を使われましたけど、私は不十分だとか、不的確だっていうのは、

◆**橋尾泰博 委員長** 不明確、はい。訂正します、不明確。

◆**上紙光春 委員** 全く言っておけませんよ。不明確という意味は、これは山本先生を別にその批判するとかということじゃ全くないと思いますし、確かに不明確であったことは間違えないと思いますんでね、だから、上田委員さん、不十分とか、不的確ということは全く使っておりませんので、その点はしっかりと了解してほしいと思います。以上です。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。桑田委員、はい。

◆**桑田達也 委員** 先ほど上紙委員の方から不明確であるという文言入れてはどうかと、私はこの委員長が先ほどから説明をされておられるこの案1というものを入れるとすれば、ここの文脈はいわゆるこの専門的知見の活用について、委員長報告に盛り込むわけで、こういうその案1を入れた場合に、そうすると逆に、今、上紙委員さんがおっしゃったように、専門的な知見の活用するために、その前提としてこの2回の参考人招致を行った93項目の質問を行ったけども、その内容がまだ不明確であったというふうに入れざるを得ない、もう少し文言を付け足さなくてはいけなくなるので、これは特別委員会の判断として、その山本さんの名誉にも関わることもかもしれませんし、あえて私は入れなくていいというふうに思いましたし、先ほど上田委員の方からその93項目云々ってありましたけども、私たちは逆に2回の参考人招致を行って、山本さんのいわゆるこの骨格がわからないから質問をさせていただいたんです。その質問をしたのは会派新であり、会派清和会であり、公明党だけでした。本来この提案者として、もし山本さ

んのその提案が不明確であると、不明瞭であると、それを明確に証明するのであれば、逆に結さんであるとか、共産党さんであるとか、ここから山本さんに対する質問を投げ掛けてより鮮明にすべきであったというふうに思います。これはもう過去の話ですから、私もこれ以上は言おうと思いませんけども、経過としてはそういうことですから、私は御理解いただきたいなどその点についてもいうふうに思います。

いずれにしても、この案の1を入れれば、どうしてもその山本さんのこの説明が不十分だった根拠がなかったということは入れざるを得ないというふうになりますから、私は何も入れずにこのままこの調査を進めましたその中でということでもいいんじゃないかなというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 今、桑田委員がおっしゃったんですけれども、当初のこの案の1というのは、2号案はいわゆる必要最小限の耐震計画、委員長言われたのは、いわゆる参考人の理念、そういったものをここで確認するというのでそこに文章入れようということなんですけれども、ただ、これが次、元の話になるけど、次のその第三者の専門的知見の活用がここで必要になる話ではないわけですし、ですから、必要最小限の耐震計画ということであって、参考人の意見を聞いたんだけど、それでは不十分で不明確で更なる検証が必要だということにならざるを得んですわ。だから、その委員長の言われる、この2号案は鳥取県庁と同等の必要最小限の耐震計画であるというこの理念を入れられたいという思いというのはよくわかるんだけど、それが次のその専門的知見の活用を、それこそ活用ということにはつながらないということです。ですから、理念は理念としてお話は聞いたんだけど、その話が非常に不明確で更なる検証が必要になるという、そういう文脈にしかつながらないということなんですよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい。上杉委員の言われることはよくわかります。私が申し上げたいのは、山本参考人に参考人招致として大変大きな議論をいたしました。その中で、結果として第三者である日本設計に依頼するということになり、今日まできておるんですけども、そこに至る経過の中で当初は2回参考人招致をして山本さんの話を聞いた、その中で、もっと深い議論をするべきじゃないか、あるいは山本さんに、工事の概要とか、構想とかは聞かせていただいた、その20億の積算根拠の具体的な数字ですね、これも山本さんに出してもらったらどうかというような議論が当然当初あったわけです。そういういろんな議論をしていく中で、第三者に専門的知見の活用をお願いするという経緯になっておりますんで、言えば3番の上段の工事費などについての具体化に向けた調査を進めましたという中で、言えば先ほど1つの提案として、上田委員と上紙委員のお2人からですね、上田委員の方からは大きなお金を掛けるのではなく耐震、増築、半地下駐車場、ふれあい広場を整備するとした基本コンセプトって言うんですかね、基本構想を確認をしたということで、そういう文言を入れるとか、あるいは、上紙氏が言ったような、上田委員の方は言葉として適当ではないのではないかと御意見がございましたけれども、内容が不明確であったなどというような表現で第三者に検証を依頼したんだというような2つの提案があったわけでございます。はい。

◆上杉栄一 委員 委員長、今、お話があったんだけど、説明があったんだけど、基本コンセプ

トということと、これはその専門的知見の活用、これを使うということとは全くそれはつながらない話なんです。基本コンセプトがあってここにあるように、具体的な工事について具体的にに向けた調査を進めたと、それで、参考人招致をする、したんだけど、基本コンセプトは聞いたんだけど、要するにこの基本コンセプトが非常に不明確で更なる検証が必要になるっていうことになっちゃうわけなんです。基本コンセプトを聞いたから、知見の活用が必要だということにはつながらないということなんです。ですから、基本コンセプトを入れるんであるならば、ここに入れるべきではない、そういうふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい。御意見いただきました。それではこの3番の協議1のその空欄のところですね。ここについてはこの案1、案2というふうに2つの御意見が出ておるわけですが、それで、案1が入れるという方向のあれですし、案2が何も入れないという今日の協議の資料として提供いたしておりますけれども、案2の入れる必要はないというかたの御意見が6人、それから入れて丁寧な報告をするべきじゃないかという御意見のかたがお2人ということでございますけれども、違うんか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 いや、ちょっと、私なぜそれを、それをというのは、基本コンセプトというか、結局第三者に検証をすることになったのが、この流れで行けば参考人招致をして2号案についてお話を聞いて、それでそれを次に出すことになったわけなので、なぜそこに本当にそれを入れたら次につながらないのか、基本コンセプトを聞いたから検証につながるものではないとかと言われたけど、ちょっとまだ、私そこ頭が整理できませんで、正直。なんで入れたらいかんのかちょっと本当によくわかりませんよ。

◆橋尾泰博 委員長 はい。今、伊藤委員さんからそういう質問というか出ましたけど、それについて、はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 基本コンセプト、必要最小限ここにあるように必要最小限の耐震計画であるということが基本的なコンセプトだろうというふうに思っております。そういうことでここに書かれているのかなというふうに思うんですけど、その必要最小限の計画というものが、それでいいかどうかという具体的な話、ここには書かれていないわけですよ。ですから、参考人を呼んで基本コンセプトを聞いたと、具体的な内容。しかしながら、それは次の上紙委員の提案につながっちゃうんですよ。それでは十分でないから、不明確だから、だから知見の活用というかたちになったということにしかつながらんということなんです。我々は、いいですか、参考人の話を聞いてそれまでいろんなそれこそ質問もして聞いた。でも、それで了解であるならばそれで進めりゃいいけども、それでもわからないところがある、不明確だからこそ知見の活用ということになったわけでしょう。そうじゃないですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 特別委員会の議論の流れではそうだと思います。でも、私は第三者の知見の活用することには反対をしましたので、ちょっとそこは、賛成されたかたがそうだったちゃそうなんでしょうけど。ちょっとやっぱり今の話聞いてもすみませんちょっと、なかなかちょっと私ストンと落ちないんですけどね、もうちょっとわかりよく説明していただければ助かります。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 上杉委員と同じような考え方になろうかと思えますけどね、要は知見を活用するというはなんらかの理由があるから活用したわけですよ、そこなんですよ。だから、取り上げて、取り立ててというんでしょうか、今言われているような概念的なものをここにわざわざ盛り込む意味があるのかということなんですよ。基本的なコンセプトなんていうのは住民投票にかけた段階の話でしてね、それは。改めてそれを確認しましたというようなことをわざわざここに挙げてですよ、それで知見の活用につなげるというのは、あまり私は意味がないというふうに思っているんです。原因があるから知見の活用するわけです、皆さんが納得しておられれば、よくわかったということであれば何も知見の活用する必要ないわけ、だから、そういうことを言うと1つの提案として上紙さんが言われたような、なんらかのことをこうきちっと入れる。そうやってつなげていかないとつづくりが合ってこないということなんですよ。おわかりいただけましたでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 いいですか。はい。それではこの協議1のこの空欄の部分でございますが、何も入れなくて、工事費などについての具体化に向けた調査を進めました。その中で第三者であるというふうにつなげていくということによろしゅうございますか。よろしいですか。いいですね。はい。ありがとうございます。それでは4番の方に移らせていただきます。4番のところ、ちょっと太字になっているところ、2号案は検証作業の際に特別委員会の示した現本庁舎の耐震改修及び一部増築案、2つございます。ちょっと読まさせていただきます。日本設計と計画条件の内容確認など十分な議論を重ねる中で(2号案)、それともう1つ、検証作業の際に特別委員会の示した現本庁舎の耐震改修及び一部増築案の条件では実現困難な課題があることが示され、そのままの条件では工期、費用が算出できないことが明らかになりました。実現困難な課題とは、①地下1階の柱頭免震工事は設備機器を移動させて柱を補強しながら実施する必要があり、施工するスペースが足りないこと。②地上部分の壁や天井などの工事が必要となり、居ながら工事ができないこと。③駐車台数150台が確保できないことでありますというふうに書かしていただいております。

それと、ちょっと5番と関連をしてきますけども、協議2のペーパーを見ていただきたいと思えます。まず最初に、この日本設計の報告書の1章でございますけれども、1章というのは調査を依頼した件でございます。先日鳥取市議会だより臨時号にもこの情報を掲載をさせていただいておりますが、この1章に、改修内容5点書いてございます。まず①は、免震改修(1階基礎免震、地下1階部分柱頭免震)。それから②として建物本体は既存適及対応の内装改修を行う。③設備は免震改修にかかり必要となる改修とともに甲類対応の改修工事を行う。④外装改修はペアガラス、一重サッシの整備。⑤居ながら工事、地下1階の設備諸室機能も継続利用という、この5点の改修内容を検証していただきたいということで、日本設計の方にお出しをしております。それで、この議会だよりの中に、②の建物本体は既存適及対応の内装改修を行うというところにアンダーラインを引いておりますし、③の最後の部分、甲類対応の改修工事を行う、ここにもアンダーラインを入れさせていただいております。このアンダーラインの部分については、下線部分は検証において特別委員会が定義追加したものであるという記載があるわけでございます、こういう条件の下で出して、先ほどの1、2、3の課題が出てきたと

いうこととございます。

それで、これを4番の建設会社との協議の中で各課題により、調査案のままでは実現できないことが判明した件というところと、5番の各条件を変更し、原案に近いかたちで耐震改修等にかかる費用を積算するよう依頼した件についてと、この4番5番あるわけですがけれども、協議事項の2のペーパーを見ていただきたいと思います。また、市庁舎に求められる性能を市民の生命安全性を第一義として大災害時にも機能する構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類と定め、72時間対応できる設備への新設、渡り廊下で庁舎をつなげば一体の建物とみなされるという鳥取市の正式な見解が示され、天井や壁など、既存遡及が求められるなど、新たな与条件を加えての検証を委託しました。また、建設費概算については、予算の枠を決める積算といたしましたというようなことをこの4番のところに、この今読ませていただいた4番のところにに入れるのが妥当なのか、あるいは5番のところにに入れるのが妥当なのか、その点も一緒に御協議をいただきたいというふうに思います。まず最初に、4番の文書を読ませていただきましたけれども、2号案という取扱いの方がいいのか、検証作業の際に特別委員会の示した現本庁舎の耐震改修及び一部増築案という記載の方が妥当なのか。この点について、まず委員の皆さんの御意見を聞かせていただきたいというふうに思います。はい、上杉委員。

- ◆上杉栄一 委員 四角1の1番の住民投票で現本庁舎の耐震改修及び一部増築案ということが、括弧書きで出ておりますね。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい。
- ◆上杉栄一 委員 1番がね。それで、4番に2号案かあるいはどちらかということなんですけれども、この2号案、特別委員会の示したのは、いわゆる2号案であるわけですし、そうなれば、文言の統一ということになれば、2号案ということもいいたるうけれども、もう最初に現本庁舎の耐震改修及び一部増築案ということが出ておるわけですから、こちらの下括弧書きの方が、それの方が混乱はしないのかなというふうな、そういう気はしますけれども。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。これはこういう御意見を出していただいたのは、結さんだったですかね、はい、結さんの考えも聞かせていただきたいというふうに思います。はい、4番の検証作業の際に特別委員会の示した現本庁舎の耐震改修及び増築案と、この表現の方が妥当ではないのかということをお提案いただいています。その件について御意見を聞かせていただきたいというふうに思います。
- ◆上田孝春 委員 これは、特別委員会が示したというふうにしたのは、①、②、③というかたちで、この実現困難な課題がありますね、この中で、やはり最初の住民投票にかけたもの、2号案というか、それと変わっておる部分と言うか、②なんか特に地上部分の壁、天井などの工事費が必要というふうなかたちになったでしょう。やはりこの辺が住民投票にかけた案とは変わって来ておるということの中で、特別委員会でこういったことを決めて出したというかたちで、特別委員会が示したというふうな意味で出しておるんです。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、今上田さんの方からそういう提案があったんですけども、それについて御意見。はい、上杉委員。
- ◆上杉栄一 委員 私は、この(1)じゃないし、この四角1の現本庁舎の耐震改修及び一部増築

等、4番目の現本庁舎の耐震改修及び一部増築は、私は同じもんだというふう思っておりますよ。変わったというのは、どこが変わったんでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 上田委員、はい。

◆上田孝春 委員 すいません。1の現本庁舎の耐震改修及び一部増築案というのは、住民投票にかけた案ですね。その中にはこう既存遡及とか、そういったものがこのときには示されてなかったという認識でおるんですよ、我々は。それで、新たに、新たに特別委員会で議論する中で、そういった問題が出てきたという認識していますからね、それで、特別委員会で示されたというふうに申し上げておるわけです。

◆橋尾泰博 委員長 上杉委員。

◆上杉栄一 委員 既存遡及の問題は次の変更案のときに出てくる問題だと私思っているんですわ。ですから、あくまで既存遡及については検討会のときには議論がありましたけれども、それはもう、それこそ適用しない、あるいはするということは、まだわからないままあげている話だというふうに思っております。ですから、この既存遡及については、要するに変更案のときに、具体的にはもう既存遡及、増築ということになって、渡り廊下をすることによって、ということで、この変更案については既存遡及でのこの予算がついたという話、ですから、壁であったり、そういったもの新たな予算がついとるわけですから。ですから、最初の案については、そのことがあるから、できるとかできないという話ではなかったというふうに思っております。問題は要するに、柱頭免震ということが居ながら工事が非常に難しいということだというふうに私は。そういうことで、それが不可能だというふうに思っておりますけれどもね、はい。

◆橋尾泰博 委員長 言えばこの議会だよりに書かせていただいております、検証を依頼した内容、それから、一部を変更した内容ですね、この2つ掲載をしておるわけですがけれども、この最初の検証を依頼した内容と、一部変更した内容で変わっておるところというのは、柱頭免震を基礎免震にしたというところをございまして、あとのさっき検証依頼した内容の中で、②のところで、建物本体は既存遡及対応の内装改修を行う、それから③のところ、最後の方ですね、設備や免震改修にかかり、必要となる改修とともに、そこから先ですが、甲類対応の改修工事を行うということ、この②と③、これ、調査を依頼した計画条件の中に入れてあるんです。それで、一部改修した、変更した方にもその②、③が記載してはあるということをございまして、そこら辺が、先ほど、上田委員の方からおっしゃった、当初条例案を検討しておるときには、もう明らかでなかった部分で、こういう点が違っておると、ですから1章の方は何ですか、報告書の字句を正確に申し上げると調査案というふうに、1章の方の日本設計に検証をお願いしたのは調査案ということになっております。そういうことで、言えば2号案という、上杉さんがおっしゃった、2号案の検証をお願いしたんだ、だから2号案でいいんじゃないかという御意見と、

◆上杉栄一 委員 言ってない。

◆橋尾泰博 委員長 さっき2号案と、

◆上杉栄一 委員 いや、いや。

- ◆橋尾泰博 委員長 違うんかな、違うんか。はい、ちょっと確認をお願いします。
- ◆上杉栄一 委員 私は2号案とは言っていません。2号案とその現本庁舎の耐震改修及び一部増築案、4番ですね、これは同じもんだという意味で、四角1の中には現本庁舎の文言が入っているわけですからそのまま使ったらいけないですかということなんです。さっき変更案、変更したんだということではなくして、追加のもんでしてね、②の既存遡及についてもですし、甲類対応の改修工事を行うということについてもそうなんですけれども、基本的には大きなかたちで本庁舎の改修規模、それから耐震性能、それから改修内容の2点、大きな柱頭免震、基礎免震、1階は、地下が1階が柱頭免震、この分とそれから新第2庁舎半地下駐車場ということで、変わったところという、変わったというか追加というところについては、この既存遡及対応ということとそれから甲類対応の改修工事を行うということが出ておるわけですね、ですから、これは具体の、その最初の住民投票にかけたときにここまでの議論は当然してないわけですね、ですから、変更案で大きく変わるように、その駐車場の台数であったり、工法でということであるならば、それはやはり大きく変わるんですけれども、基本的には私はこの2号案と言われたその一部増築案が私は変わったというふうには考えておりません。はい。だから、同じ文言でもいいんじゃないですかということなんですよ。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員さん。
- ◆伊藤幾子 委員 まず、この4番のところでのその現本庁舎の耐震改修及び一部増築案という言葉を使いますと本当にその現在地でね、耐震対策が何か取れないというような誤解を与えるかなということをおもいます。それで、ちょっと別な意見ですが、2号案に与条件を加えた調査案では実現困難な課題があると示されというふうにすればいいのではないかと思います。先ほど、委員長の方から議会だよりの臨時号に、今の調査案では実現できないというような書き方があるとされましたので、それを捉えてそういうふうにしてはどうかと思います。以上です。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい。あれです、私が今こういう提案をさせていただいたのは、日本設計さんと9月に契約をして調整会議を、何回やったんですかね、5回やったんですかね、5回やりました。それで、最終的に、じゃあこの計画条件で積算をしてくださいと言ってゴーサインを出したのが10月の29日の調整会議だったんだろうというふうに思います。その間に調整会議を進めていく中でこういう条件が1つずつ固まっていた部分というのもございまして、言えばこの議会だよりの、あるいは調査報告書の中で、何ですか、1回目、2回目、3回目と会を重ねるごとに少しずつ固まっていた部分がありまして、実際には積算をお願いしますという、その10月の29日の最終の調整会議の中で、言えば、この先ほど、上杉委員がおっしゃった柱頭免震を基礎免震にしてですね、それで先ほど私はちょっと読ませていただいた、何ですか、I類、A類、甲類とかそれから一帯的な建物と見なされて既存遡及が出てきたと、そういう新しい与条件を加えての検証ということで積算をしてくださいというかたちで最終的にこの特別委員会で合意したのが10月の29日ということでもありますから、この辺のそのちょっとタイムラグ的なところもありますし、この議会だよりのこの整合性を図っていく意味で、今御提案をしておるわけなんですけれども、上杉さんが言われたことも正しいと思いますし、この議会だよりに書いていることも1章、2章、これを使って書いておくことですからこれも正しいんだろう

というふうに思いますけども、そこら辺をきちっと整理しておきませんと、この字句のつづくりの整合性がなくなるというところもあります。はい、房安委員。

◆**房安光 副委員長** ちょっと私の記憶違いもあるかもしれませんが、時系列的に言いますと当然まず2号案というのが最初にあって、それで参考人に来ていただいて、その内容確認をしましたと、それで不明確だとか不十分だとか、とにかく理由があって第三者知見の活用をやりましょうと、それで、知見の活用をする際に日本設計と計画条件を詰める中で、2号案のままではその計画条件が不十分で、その金額の算出とかというところまでいかないのでもちゃんとした計画条件を決めてくださいということがあって、それで調整会議で、じゃ、これはこうしましょう、これはこうしましょうと、これでやってくださいよという経過だったように記憶しております。ですから、2号案というのは元々なんだけど、2号案のままでは要するにもう条件が非常に欠けておるものがあるので、そのまま検証はできませんよと、だから、計画内容をちゃんと詰めて検証をするために、それを補ってくださいという経過があって出たのがこの黒丸の1だというふうに認識をしております。だから、元々の2号案ではどっちみち検証できない、できないから計画条件をちゃんと詰めてこの黒丸の1にしたという経過だったように記憶しておりますので、もし記憶間違いがあるとするれば、その時系列的なことははっきりしとかないとこの表現に大変な支障が出ると思いますのでお願いいたします。

◆**橋尾泰博 委員長** 今、房安さんの方から時系列的にということで整理しないとこの報告書のこの取りまとめの流れがおかしくなるということでございますけれども、その点について。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 今、副委員長がおっしゃったとおりだと思います。時系列についてはそのとおりでいいんですが、私の認識では特別委員会がこれまでずっとこの調査を続けてきたその根底にあるのは2号案であると、あえて、調査案であるとか、当初案であるとか、検証案であるとかそういう言葉を使い分ける必要は一切ない、最初から最後まで2号案であるということがまず結論だと思います。それで、2号案については、2のところでは現本庁舎の耐震改修及び一部増築案（2号案）ということで統一をしていくわけですから、このとおり2号案でこの文章はまとめればよいと思いますし、特別委員会が改めて示したわけでも何でもなくて、元々市民の皆さんに住民投票で示したその2号案がこの業務委託をし、山本さんのその内容が不十分だったということもありますけども、そして、この第三者に2号案を業務委託をした。

そうしたところが日本設計の方からそれぞれ2号案はさらに不明瞭なところもあるし、計画条件どうですかということで調整会議も行われて、2号案が要するにこの調査の対象となって、どこまでも調査対象になっているということは、これは事実だと思いますから、ここを何か間違えるようなことがあってはいけないというふうに思います。いかにも、計画条件を、私たちがきっちり議論をして、その結果を日本設計に示したわけでもなくて、2号案の不明瞭な点、それを計画条件、どのようにしていくのかということで調整会議というものも行われたわけですから、何か、毎回議論になりますけども、調査案とか、当初案とか、検証案とか、何か思い違いがあるような気がしますけども、この議論を聞いておりますと。2号案でいいと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** 日本設計に、この住民投票にかけた現本庁舎の耐震改修及び一部増築の案件で、日本設計は、日本設計はですよ、日本設計は住民投票にかけたこの2号案は検証できないという、このままでは検証できないという日本設計の判断、僕は判断だというように思っています。だから、2号案が駄目だという認識は、僕はもってないんです、僕は、2号案は。それで、特別委員会で2号案を日本設計がそのままの条件では検証はできないという判断で、僕は検証ができる方法で変更して、2号案を日本設計に検証をお願いしたという認識でありますから。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 上田委員が言われるように、日本設計が2号案を検証できないと言った理由というのは、あくまでその2号案はあまりにもファジーすぎて検証をするべき項目自体がわからないというのがあったと思うんです。ですから、ここの工法なんかでも定義を追加したり、定義を確定させたり、あくまで別のものではなくて2号案のわからない部分を定義づけしていったというものと私は理解しています。別に2号案は駄目だとか、そういうことで私は言っているわけじゃなくて、日本設計がなぜできなかったかというのを、あまりにも、さっき言ったように2号案自体の、何て言いますか、ぼやけているというか、ファジーな部分がかかりあったと、それを、定義を我々と調整会で定義を追加して行って、それが検証の元になったんだということで、あくまで元は2号案だと思うんです。別に条件を変更したりとか、そういうことは、私はしてないというふうに考えていますけども。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、上田委員。

◆**上田孝春 委員** ですから、島谷委員が言われるように、2号案を日本設計に検証をお願いしようというかたちでしたけれども、2号案そのままでは日本設計としては、日本設計としては、検証はできんというかたちで調整会議でいろいろと、できる方法でしていただいた。それは日本設計の考え方でこの検証をしていただいたという、僕は認識していますから。

◆**橋尾泰博 委員長** こういう話になると、湯口さんにちょっと御意見聞かないといけんと思うんですけども、当初、山本さんが計画をされて、条例案の検討委員会で議論をしておった計画のすべてを我々が、工事の内容まですべて理解をしておったということではないんですけども、概算の段階でありますから、やはり山本さんの耐震改修案あるいは増築案、これについては、言えば既存の遡及を受けるとか、甲類対応の工事をするとかということは想定をされてなかったというふうに、上田さん、今おっしゃったように思うんですけども。そこら辺、どうなんでしょうか。御意見聞かせていただけませんか。

◆**湯口史章 委員** 何か議論が元に戻ったような感じを受けるんですけど、あくまでも、いわゆる2号案、住民投票に示した案というものをもってして、まず、調査をやったわけですね、知見の活用をして。正に検証してもらったということなんですよ。その中でやはり一番大きかったのは、免震の工法によって、今の判断しておられる工法では建物は使いながらしてやれませんよと、できませんよと。要は設備機能がもう止まってしまうということだったわけです、簡単に言えば。これでは改修しても意味のない話でして、だから、これ以上は検証できませんよと、これではということだったわけですよ。当然それに伴って工事予算も機能してないようなものを、工事予算を出してもらったって意味のない話でして、一番大きかったのは、実はここなん

だと僕は思うんですよ。だから、これは実現不可能ですよと、建物として成り立ちませんよということですから。

それから、内装遡及については、これは元々、以前にも私は申し上げましたけど、長々ともう、申しませんが、あの時点では、何て言うんですか、検討会ではと言うんでしょうか、検討会では、はっきりした結論は現時点ではわからないということだったわけですね。だからして、工事予算についてもこれは加味できないなど、解釈が出るまではということだったんです。ただし、提案者、いわゆる素案を提案された先生の考え方というのであれば、要は内装遡及はしないという私は判断だと思っております、元々。何点か私言いました。地下の基礎免震したところを用途として収納スペースとして使うということは用途が発生しますから面積に加算されますよと、イコール、これは1階から6階までに既存遡及が始まりますよというのは、これが1つ。これは調整会議でも私は確認したはずで、建築指導課の課長の方に。それから、もう1つは増築をするかしないかという、どう解釈になるのかと。要は、建物2棟あるわけですが、渡り廊下で一部分的に僅かつなぐということだったものですから、これが増築として判断されるかどうかということについては、ここの建築指導課は、現時点では判断ができませんと、特別な理由があったということで、それで、その後、判断が出たわけですけど。

だから、私の解釈から言えば、提案者は元々、既存遡及はどのようなケースであれ、ないだろうというふうに思っておられたと思います。それで、結果としては、既存遡及は出ますよというふうになったということ。と同時に、予算については、当時不明確だから要は別途としておきましょうということで予算には組み込んでいませんというのが、この考え方だったんだと思うんです。それとあと、駐車場については、やはり検証してみると150台は難しいですよということが、これが一番大きなことでして、細かな内容については確認をしたということだと思っただけです。唯一我々が条件をつけたということであれば、要は構造の問題で、I類相当というのは、これは別に我々が決めたわけでもありません。元々山本先生はI類ということ、1.5重要度係数というのを考えているということですから、第2庁舎にしる、それから、こちらは免震でやるということはI類になるわけですから、これは。ただし、設備であったりという部分については甲類だとかA種だとかということについては確認ができませんでした、これは、改めて。ただ、機能的な部分で言うと、増築棟については防災拠点だと言っておられましたから、やはり甲類であったりA種であったりというような部分はお考えになっていたのかもしれませんが、ただし、この改修をする方については、そこまでお考えだったかというのは、これはわからなかったですね。

ただ、これについては我々の方で、協議をする中で、こういう基準にしましょうというのを付け加えたということで、その他については、私はあまり大きな変更はなかったというふうに思っているんです、住民投票の2号案について言えば。それで、それを持ってして結論としては実現が不可能ですよという検証結果が出たということで、あと第2章の方の変更案というのは一部その理念を変えないで、最小限で変更すれば建物として機能するという前提で、どうすればいいのかというのが第2章の話し合いによって決められて、予算も概算費をはじいていたということですから、というふうに私は理解しているんですけどね。

- ◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。言えば私も、今湯口さんに説明をいただいたんですけども、私もそのような認識であります。言えば当初検証した内容と条件を一部変更した内容、これは、言えば変わった部分っていうのは、地下1階の柱頭免震工事という部分を基礎免震にするということが変わったということであると思いますし、先ほど島谷委員の方から検証に出したこの2号案っていうのは、当初の2号案のものだというふうな言い方でしたよね。
- ◆**島谷龍司 委員** ものにファジーな部分を。
- ◆**橋尾泰博 委員長** うん、ファジーな部分っていうか、言えば湯口さんがおっしゃったように、2号案の現案者である山本さんは既存遡及とか、甲類対応ということについては、そこまで改修計画の中に入れておられなかっただろうというふうな質疑の中で感じを持っておるということでありまして、言えば、この既存遡及の内装制限であるとか、甲類対応っていうのは、我々特別委員会が計画条件を詰めていく中で、やはり鳥取市の市庁舎として求められる機能としてやはりこのような設備とか機能は要りますよねということの合意を取った上で位置付けたということで、今、湯口委員の方からもそういう与条件を加えてということでありましたけれども、そういう捉え方で私もおるんですが、違いますか。はい、桑田委員。
- ◆**桑田達也 委員** 一部あってるし、一部違うというか、ここの文章は、結局この2号案が実現困難だった、実現できなかったとするのか、それとも特別委員会が進めてきたこの検証作業によって得られたその検証案が実現不可能だったとするのかという議論だと思うんですよ。これは大きなすり替えでして、2号案まずこれは特別委員会に日本設計の方から9月14日に本委員会に質問が来てますね、調査業務に対する質疑応答ということで、これ9月20日に回答しております。それで、これはどうして日本設計がこのような質問をしてきたのかというと、また先ほどの湯口委員ではないんですけど、元に戻るような議論なんですけども、先ほどから出ておまして繰り返すのも恐縮ですが、この特別委員会で議論するに当たって2号案の、骨格も決まっていないという状況の中でこの特別委員会がスタートをし、そしてこの山本さんを2回参考人招致をし、しかしながらそこでもまだ不十分だったために、委員会として各会派に委員長から山本さんに質問を出してくださいと、それで山本さんのプランを、その理念なりを明確にしましょうということで私たち3派、公明党、新さん、そして清和会さんの方から山本さんに93項目の質問を投げかけさせていただいた、それに対して山本さんが回答を出してこられたわけです。それで、私たちは十分だというふうに認識をしておったわけですね。それで、そういったことも参考資料として仕様書に盛り込んで日本設計に出したわけです。しかしながら、日本設計の方からそれでもまだ不十分な2号案であったから、このような何項目にも亘って特別委員会に2号案の質問が出てきているわけですよ、仕様書の、例えば調査する計画案、2号案ですね、調査する2号案の内容は仕様書の記載の事項としてもいいですか、どうですかというようなことまで質問してきているわけです。それに対して私たちはそのとおりですと、仕様書に記載されているのは2号案ですよという明快な回答まで出していながら、特別委員会が示したことが何か別の検証案が出てきて、それが実現困難、実現できなかったとして、2号案は実現できるんだという、この論法と言うか、議論っていうのは、私は全く理解できませんね、これまでの、委員会の議論を私は軽視するもんだと思います、これは。

- ◆橋尾泰博 委員長 これについては上田さんの方に答えてもらわないといかん。
- ◆上田孝春 委員 いや。2号案は、僕は住民投票に示した2号案は実現可能だというふうに認識してます、今でも。それで、特別委員会で2号案の20億について検証しようという中で、より具体的に中身をしようというかたちで特別委員会が設置されて日本設計に委託をしたと業務内容を、それで日本設計に示した耐震改修一部増築新築の部分で、それでは結局仕様書に示された部分では結局日本設計が検証ができないという中で変更して、日本設計が検証できる方法で検証していただいて、33億なんぼが出てきたというかたちで僕はしていますからね、だから、日本設計は日本設計が示したもんはそれはそれで私は日本設計が示したものについては理解をしています。
- ◆橋尾泰博 委員長 湯口委員。
- ◆湯口史章 委員 何か今までの議論の経過が、全く何か生かされていないようなお話をされるので、ちょっと私は理解に苦しむわけですけども、検証ができないっていうのは先ほども申し上げたとおり、要はあのプランあの内容では建物として機能しませんよということですから、それすら否定されるということですか、上田委員。私は、それは理解に苦しみますね。何か耐震改修一部増築をいわゆるその理念を生かすために違った方法があるからできるんだということなのか。あるいは我々は議会はですよ、かなり具体的の方法も示して、予算も示して住民投票かけたわけですよ、2号案として、ただそれが実現不可能だということが理解できていないと言われることなのか、私ちょっと理解に苦しみますよ。だから、具体的な示した案は実現できないっていうことなんですよ、それで、その考え方あるいは具体的なプランにより近い方法で実現するためにはどうだろうかということとさんざん皆さんと議論をして一部修正をしたわけですよ、それはどういうことかと言えば、もう何回も言いますが、免震の工法を変えることで何とか今まで使っていた機能の維持しながらやれないかと、機械も生かせるんじゃないかということだったわけです。1つの例ですよ、それ1つ言えば、もう他のことは何回も言いませんけども、それで、その上でやっていただいた金額は、ただし四十数億という、工事費としては三十数億ですか、ああいう結果になったということとしまして、ただその前段で我々が示した案そのものは実現できないという建物として機能しませんよ、この工法等この提案ではということですよ、そここのところまで返ったような議論なのか、そのあたりどうなのでしょう、上田委員さん、確認をさせていただきたいと思えますけども。いいですか、はい、上田委員。
- ◆上田孝春 委員 はい。僕は2号案住民投票にかけたものはできるという認識しております、3点セット。
- ◆橋尾泰博 委員長 ちょっと。はい、湯口委員。
- ◆湯口史章 委員 じゃ、確認しますよ。具体的に我々が示した、あの内容で実現可能で、なおかつ20億8,000万でできるというふうに思っておられるということですか、言っておられる意味は。そういうふうに理解したらよろしいでしょうか。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。
- ◆上田孝春 委員 住民投票にかけた条件でね。
- ◆橋尾泰博 委員長 ちょっと議事を整理させていただきたいというふうに思いますが、言

えば、柱頭免震では日本設計さんの検証で工事ができない、工事ができないから検証できないということが出てきましたよね。それで、言えば条件を変更してやるということについては、基礎免震にすればできるということ、それで本庁舎の方は耐震工事ができるということ。言えればいずれも免震工法ですよ、湯口さんは専門家ですから柱頭免震と基礎免震の違いはよく御理解いただいていると思いますけれども、言えば免震工法で本庁舎の工事ができるということ、これはもう委員の皆さんも何回も議論してきましたから同じ認識であろうというふうに思います。それと、上田委員がおっしゃっておられるその20億3点セット。これは結も代表しての御意見でございますから、もう当初からこの案を支持してできるというふうに思っておられる。また、山本参考人もこの特別委員会に来られて、この必要最小限の耐震計画は20億3点セットできますということで、この議場で明快に示しておられます。

ということで、上田委員もその思いを受け止めてできるというようなお話であったというふうに思います。それで、ちょっと議事を、そこにちょっと議論が集中しておりますので、この特別委員会の報告書を、今4番と5番というかたちで、その中に先ほど私が読み上げさせていただいたこの市庁舎に対するI類、A類、甲類、それから渡り廊下でつないだ場合の既存遡及が求められる。それから積算については予算の枠を決める積算といたしました、この3点を読み上げさせていただきましたけれども、今の皆さんのお話を聞いておりますと計画案と言いますか、変更案、それを最後に積算をしていただくときに、このような新たな条件も加えて検証をお願いしたという認識のようでございますから、これは5番の末の方に引付けた方が、つづくりがよくなるのではないのでしょうかと思いますが、それをしていってそういう整理をさせていただいて、この4番～5番に流れていく、今、議論になっております検証作業の際の特別委員会の示した現本庁舎の耐震改修及び一部増築案という表現がいいのか、2号案というかたちで記載をして流れていくのがいいのかということにつながっていくのではないかとこのように判断をいたしました。どうでしょうか。はい、上紙さん。

◆**上紙光春 委員** 4番の特別委員会が示した現本庁舎の耐震改修及び一部増築案の条件では実現が困難な課題があるということはある程度でしてね、次の5の、住民投票の結果を尊重し、2号案の構成や基本的な考え方に極力近いかたちで条件を一部変更し、というのが特別委員会が示した案でしてね、そうすればできるようになったわけですから、特別委員会が示した案ができなかったということは、全くこれは真反対なことでは、あんまり昔にさかのぼって議論をする必要は全くない。ここのところは2号案にするか、検証作業の際に特別委員会が示した現本庁舎の耐震を取ってね、いわゆる上杉委員もおっしゃっていましたように、本庁舎耐震改修一部増築案としたら簡単なことでは、1カ月も2カ月も先の、さかのぼったような話をちょっとする必要はない。我々が示した案はできるようになったわけですから、できないからということはある程度じゃないですか、これ。4番のところの、一部増築案の条件では実現困難な課題がある、ちょっともありやしません、これ。

◆**橋尾泰博 委員長** ですから、括弧書きで入れて。

◆**上紙光春 委員** 2号案でいいと思いますし、ただ、上杉委員さんが文章の整合性を取るためにはというふうにおっしゃってしましてね、それがふさわしいならそうすりゃいいですけど、我々

が特別委員会で、もう何十回って議論した中で示した、検証してもらった案ができないということはあり得ないことなんでしてね、それをちゃんと5番に示してあるじゃないですか、これ。進みましょう。ここの文言をどっちにするかということで2号案でもいいですし、上杉委員さんがおっしゃっていましたが現本庁舎の耐震改修及び一部増築にしてもいいですしね。特別委員会が示した案はできない状態ができるようになったわけですから、そこをはっきりさせないといけないと思う。それから、上田委員さん、大変反論するようですけども、この間全員協議会でも私申し上げたように、そのままではできなかったということと一部改善したり工夫したりすればできるということを明確に区分していただきたいと、こういうことを申し上げたと思えますけどね、そのように認識をせんとバックしたり、後戻りしたりすると思えますんでね、そのように、私は議論をお願いしたいというふうに思っています。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。言えば上紙さんもよくわかっておられると思いますけど、4番は検証してできなかった、5番はこういう一部条件を変えてできるというその時系列の流れで4番、5番が来ていますので、それで、先ほど私が読ませていただいた部分というのは、言えば先ほど湯口さんにもちょっと説明をしていただいたんですけども、当初の検討会の議論をしておるときには、その原案立案者はそういうその既存遡及だとか、甲類対応だとかということは考えておられなかった、想定されておられなかった、そういうことを委員会として新しい与条件を加味して、変更して進めたということの確認、それから積算は予算の枠を積み上げることをお願いをしたということが先ほどの提案したことで4番、5番に流れていくと。それで、その4番の入り方ですけども、そこで結さんの方から、先ほど上田さんの方から、言えばその②だとかというのは、何と言うんですか、当初その検討会で議論しているときになかった条件であるから、こういうことも含めれば、特別委員会が提案を示したという表現になるんじゃないかというようなことだろうというふうに思います。この点をもう少しちょっと議論を深めたいと思います。はい、伊藤さん。

◆伊藤幾子 委員 調査案というのではいけないんでしょうか。先ほど言ったように、議会だよりは調査案では実現できないというふうに書かれていますので、調査案というのはどうかということを行いました。それとちょっと上田委員の方から2号案はできると思っているというかね、そういった話が出て後に戻るような議論というのもいろいろ出たんですが、本当に後に戻るようなこととまた言われるかもしれませんが、10月5日の特別委員会のときに、私は日本設計が、初めのときにこれじゃできませんと言われた、それでそのときに、私はもう検証が終わったんじゃないかと言いました。だけど、議会の説明責任とかいろいろできんでは終われんとかということで、結局、こういう流れになったわけですが、やっぱりその時点でもっとそこについて議論をしとくべきだったと思います。やっぱり委員会の運営の仕方、しっかりとやっていただかないと本当にもう私もわけわからんようになりますので、そこは委員長にしっかりと議論すべきところはちゃんと時間をかけてでもやっていただきたいと思います。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと待ってくださいね。今、伊藤さんの方から、この入りかたの中で2号案っていうのが1つあります。それから、もう1つ太字で書いておりますけれども、検証作業の際に特別委員会の示した現本庁舎の耐震改修及び一部増築案、これが太字で書いてあるん

ですけれども、特別委員会の中で議論をし、まず最初に調査案、これは日本設計さんの検証の1章の方の文言が調査案ということで統一してあります。それから2章の方が計画案（変更案）というつづくりになつとるわけですし、言えば報告書の1章、2章の整合性を図るといふか、厳密性を高めるということでは、調査案という表現で記載するのはどうでしょうかという1つの提案が今、出てきたわけですが、そのことについて御議論をいただきたいし、先ほど、伊藤さんがお話になったことに対してこちらの方から2、3お手が挙がったんですが、それについての御意見があれば、じゃないですか。はい。はい、湯口さん。

◆湯口史章 委員 間違えていただいたら困るのは、実現が不可能だったということで、要はこれ以上検証作業を進めるかどうかという話と、実現が不可能だったという報告を我々が了とするかということとは全く別の話ですから、一番大事なのはこれ以上作業を進めるかという話ではなくして、実現が不可能でしたという結果を、我々が出したお金をかけて専門機関に、しかもトップレベルの設計事務所さんをお願いしたわけですよ、信頼性ということも含めて。その結果をきちっと受け止めるかどうかということが最も大事な話でして、そこから先は止めるか、止めないかというような話とは、私は次元が違うというふうに思っているんです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 相当私の発言が誤解をされて受け止められているなと思うんですが、私はその実現できないということを言われたことをどう受け止めるかっていうことを、そこでしっかりとやっつくべきだったということですよ。それをやった上でどうしていくのかっていう議論に入るべきだったと、その時間があまりにもなさすぎた、もう流れるようにいった、そういうふうに思っているからそうやって言った。だから、同じだと思いますよ、湯口さんと。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 私は実現不可能だったっていうのは共通認識だと思っていますよ。我々議会が、これは出したわけですから、専門的な知見を活用して。執行部がどっか出してきたのを議会に提案してそれが正しいとか、正しくないとかっていう議論とは全く違うわけですね。当然じゃないですか、議会が委託をして、専門的な知見を活用して出てきた答えをよしとするなんていうのは、執行部が提案してきたのをええとか悪いとかっていう次元とは全く違うということですよ。だから、私は、それは共通認識だと思っていますよ。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと議事を、整理をさせていただきたいというふうに思います。こういう状況になったら一度元に戻る話ではないですけど、原点に戻るといふことで再確認をしてみたいと思います。言えば、議会が住民投票をかけました。新築移転と耐震改修案、そして、その耐震改修案の20億3点セットというものは、議員36人が全会一致で決めまして住民投票をかけました。それに伴って、住民投票の結果が5月20日に出ました。それを受けて、我々がその耐震改修案を調査する特別委員会ができました。これはもう皆さん共通の認識だろうというふうに思います。それで、この2号案の金額は決めただけでも、工事の内容を細かく精査していないと、検証していないと、その部分をやりましょうということで山本さん呼びました。それで、山本さんと質疑応答をやりました。その中で、まだまだ明らかにできない点がございましたということで、第三者に検証をお願いをしました。その中で柱頭免震工事はできないとい

うことが明らかになって基礎免震工法に工法を変えて検証したと、それに伴って31億という工事費が出てきたということでございますけれども、要は我々議会が最終的にこの市庁舎問題に結論に至らないということで最終のご判断を市民の皆さんにお願いをした、住民投票というかたちで。その結果が出た。やはりこれが、この特別委員会の議論を進めていく大前提であろうと思います。

要はこの特別委員会いろいろ議論して柱頭免震ではできなかったということ、事実が明らかになってきました。じゃあ、どうするかということで、じゃあ、できる方法を考えようと、その2号案のかたちを崩さないかたちでというかたちで、基礎免震という変更案と言いますか、計画案を日本設計と議論していく中で定めて、検証をしていただいたってことでありますから、我々特別委員会で、今でき得る最善の方法というのは、市民の皆さんの最終ご判断をかたちにすると、前に議論を進めていくということでもありますので、言えば、湯口委員がよくおっしゃるんですが、柱頭免震と基礎免震、これについては免震工法の方法であるので、そんなに技術的なことで大きな問題はないであろうというご認識でおられます。やはりそういう思いを我々みんながもって、できる方法をまず考えていこうということだろうというふうに思いますので、できない、できないってということではなくして、できるという前向きの議論にさせていただきたいし、報告書の方もそういう流れを盛り込んだようなかたちの報告書にできれば最高かなという感じではおりますけども、どういうかたちになるかはまだ、これからの皆さんの御議論でありますからあれですけども、先ほど、伊藤さんの方から調査案という日本設計の1章、2章の報告に整合性を持たせるのであれば、調査案の条件ではということをつづくりをしていけば簡潔になり、わかりやすいのではないかという御提案があったんですが、その件について御意見ございましたらお願いをしたいと思います。はい、上杉委員。

- ◆上杉栄一 委員 もう、この文言整理でかなりの時間を取って議論しているんですけども、私はこれ大変不毛な議論だというふうに思っております。もう既にこの議会だよりの臨時号の中で、これ明らかになっているわけで、市民は変更した案であったり、調査案であったり、2号案であったりということではなくして、要するに住民投票で示された案ができなかったということは全て認識されとるわけなんですよ。だから、ここの議論は議会の中のそれこそ議論であって、あまりこれに時間を取る必要はないというふうに私は思っております。ですから、こだわる話ではない、これにこだわっておっては先に進めないというふうに思っております。だから、2号案であろうが調査案であろうが、耐震改修及び一部増築案だろうが、私はそれにはこだわりません。だから、これを、ここに文言を入れたがために、それぞれの会派の正当性が保てるような話ではないというふうに私は思っていますしね、市民からすれば、もうマスコミに既に2号案はできなかったということで大々的にこれは報道されている事実なわけですし、それに対して、じゃあ、それは誤りだというようなそういった意見があったかどうかの話なんですよ、議会の中ででもね。だから、私はこの文言について、それぞれの会派で思惑は、それはあるだろうというふうには思っておりますけど、それに拘っていたら先に進みません。だから、2号案であろうが、現本庁舎の耐震改修であろうが、あるいは調査案であろうが、それにはこだわらないということです。

- ◆橋尾泰博 委員長 その他ございますか。
- ◆桑田達也 委員 はい。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。
- ◆桑田達也 委員 今、上杉委員が言われたことで私もよろしいかと思えます。いずれにしても、今確認をされてきているのは、特別委員会が示した案ではないということ、議会として市民に示した2号案であるもしくはこの耐震改修及び一部増築案であるという共通認識の下で文章を作成をしていただければ私はこだわりませんが、上の方に括弧書きで2号案とわざわざ振ってあるわけですから、よろしいんじゃないかと思えます。
- ◆橋尾泰博 委員長 この上の方の一部増築案2号案という表現と、この4番のこの日本設計と計画条件の内容確認など十分な議論を重ねる中でという、この2つ意見が出ているんですが、これも2号案と1つ伊藤さんの方から調査案というかたちで出ているんですが、上の一部増築案2号案という意味合いとこの日本設計と計画条件を詰めていったということで、一緒じゃないかということの御議論もありますけども、報告書との整合性、厳密性を加味していくということであるならば、調査案の条件ではというのが一番妥当な表現かなというふうに、私は思うんですが。はい、島谷委員。
- ◆島谷龍司 委員 今、委員長が調査案が一番妥当だというふうに言われましたけれども、文章の中で何も脈略もなく調査案という言葉が出てくること自体が、文章を考える上でちょっとおかしいんじゃないかなと。じゃあ、調査案というのはどういうものだったのかという話はその前段で修飾で出てこない、調査案というものが1つポンと出てきたら、それだけが孤立と言いますかね、言葉として孤立しますので、理解がしにくいと。ですから、もしも調査案という言葉を使うのであれば、それに対してなぜこういう調査案が、こういうことで調査案、示された調査案とかね、2号案でさっき言ったように、2号案がファジーだったためにそれを追加定義した調査案とか、そういう修飾語が必要になってくると思いますがね。
- ◆橋尾泰博 委員長 ありがとうございます。そういう御指摘であるならば、簡潔に一番わかりやすい表現としては、日本設計と計画条件の内容確認など十分な議論を重ねる中で特別委員会の示した調査案の条件ではでいいんじゃないですか。
- ◆島谷龍司 委員 いや、いや。
- ◆橋尾泰博 委員長 違うんですかね。
- ◆島谷龍司 委員 違います。
- ◆橋尾泰博 委員長 1章、2章、報告書が出てきていますが、その、違うんですかね。
- ◆島谷龍司 委員 違います。
- ◆湯口史章 委員 委員長、報告書の前提は2号案なんですよ。間違えてもらっちゃ困りますよ。
- ◆島谷龍司 委員 2号案の検証に関してだから、
- ◆湯口史章 委員 2号案を前提にして、それをやっていただいたわけですからね、そういうことだと思いますよ、私は。
- ◆島谷龍司 委員 2号案がファジーだから調査案が出てきたと。
- ◆湯口史章 委員 うん。だから、オーソドックスに言えば、2号案であるとかそういうことでい

いんじゃないですか。要は、住民投票で示した案だということですよ。それがわかればいい話ですよ、うん。一番それがシンプルにわかりやすくすればいいと思いますよ。前段で出ているわけですから、(2号案)ということで、これを引用すればいいじゃないですか、私そう思いますけどね。

◆橋尾泰博 委員長 はい。私が先ほど申し上げましたのは、言えば結さんの方から②のことだとかということが出てきたので、そういうことであるならば、報告書の整合性をきちっとするんであれば特別委員会の示した調査案でという表現が皆さん9人で合意ができる、調査案も2号案なんですよ。実際は、けども、一部住民投票条例案の検討会で議論していた内容と違うことがこの調査案の中に入っているからということ。違うんですか。

◆湯口史章 委員 何回も言いますけどね、我々が例えば甲類だ何とかだというようなことを付加したことが、根本に関わるような問題ではないわけで、今回の実現不可能だったという答えの元になる。だからそのこととすり替えたような表現にされるのは、私はいかがなものかと思えますよ。本質を見失います。それが変わったからいわゆる検証案の内容が、いわゆる2号案ではなくして特別委員会が作った案だなんていう、そういう結びつき方をすると本質を見失いますから、そこのところをきちっと踏まえておっしゃっていただきたいなと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上田委員。

◆上田孝春 委員 あくまで、書きますかな。

◆橋尾泰博 委員長 そうしますと。

◆上紙光春 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 私が委員長の役割をせんでもいいですけど、議論を重ねる中で2号案の条件では実現困難な課題であることが示され、でお決まりにしましょう。先ほども出ておりますように、長々と議論することじゃないんじゃないですか、これ。以上です。

◆橋尾泰博 委員長 はい、御意見ありがとうございます。結さんの方でこういう御指摘があったわけですが、結さんの方で、今、皆さんの議論を重ねていく中で2号案の条件ではというふうにつづくりをすればいいということが多くの意見でございますけれども、こういう点で御了解をいただけますでしょうか。よろしいですか。

◆房安光 副委員長 2号案。

◆橋尾泰博 委員長 2号案という流れ。

◆房安光 副委員長 これで統一するとどうですかと。この四角3の。

◆桑田達也 委員 改めて読み上げてもらえますか。

◆房安光 副委員長 四角3にこういうふうに出ているわけでしょ。ここに。

◆橋尾泰博 委員長 うん。

◆房安光 副委員長 だから、ここもこれでいいじゃないですかということ。

◆橋尾泰博 委員長 四角2飛ばして。

◆房安光 副委員長 これ括弧書きの2は違いましたか。

◆橋尾泰博 委員長 上田委員、よろしいですか。ちょっと御意見、最後、大詰めですから。いい

とか悪いとかはっきり言ってください。

- ◆**上田孝春 委員** ちょっとこだわるんですよ、僕は、ここはね。ここは、非常にこだわって2号案がだめだというふうな認識、うちは持ってないものですからね、実現不可能という認識は持っていませんから。この辺がちょっと。
- ◆**房安光 副委員長** じゃあ、調整会議で何をしておったんですか。
- ◆**橋尾泰博 委員長** はい、桑田委員。
- ◆**桑田達也 委員** 2号案はこの段階で2号案はできるんだというふうにおっしゃるわけですけども、この前の全員協議会の中においても、結さんのメンバーのかたのやっぱり誤った認識の発言もありました、中に。私は、委員長もよくおっしゃるけども、この調査案だ、検証案だ、2号案だ、いろいろ当初案とか、そういう使い分けをまずしていただきたいくないし、どこまでも2号案なんです。それで、そういうこのまず結さんの中でのこの議論の過程が私、このお話を聞いておってまったく見えないんですよ。全協の発言もそうですし、この特別委員会もそうですけど、私たちはいったい何の議論をしてきたんですか。2号案でしょ。2号案はできないということはこの特別委員会で導いたんじゃないんですか。委員長もそういう発言をされているんですよ、結の委員長も。であるなら、なぜ結の中でそういう議論をきちっとして、この特別委員会で発言をなさらないのか、私、ここに至ってこういうなんか、2号案はできるんだという発言が出てくること自体が、何か本当に理解ができなくて、もう一度、今もう既にこう、議論が進んでおりますけども、結さんの中でしっかりこの議論をまとめていただかないと、なんかもう二転三転どころか、七転八転してしまって、もう市民の皆さんも何がなんだかわけわかんなくなっちゃいますよ、こんなことやっていたら。ええ。ちょっと委員長の見解を聞かせてください。
- ◆**橋尾泰博 委員長** 委員長の見解っておっしゃるけど、私は日本設計に意見書を特別委員会として出して、それで、日本設計の方から柱頭免震工事ではできませんよという報告を受けて、それで、あれですよ、できる方法を考えていこうという皆さんの御意見の中で変更案を議論していただいて、それを検証に出した。この一連の日本設計さんに出したこの流れについては、私は当然、特別委員長という席ですから、当然公平公正に受け止めておりますし、当然その報告はしなきゃならんと、そういうことで思っております。はい、それは。その思いは最初から今日までその気持ちは変わっておりません。はい。それで、ちょっと寒いもんですから、ちょっと4時20分まで休憩を取らせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。はい、すいません。

午後3時58分 休憩

午後4時20分 再開

- ◆**橋尾泰博 委員長** それでは、休憩前に引き続きまして議論を再開いたします。4番、5番の議論をさせていただきましたけれども、議事を早く進めるようにという御提案もいただきました。その中で、いよいよ大詰めでございますけれども、4番の入りですね、ここの最終調整をさせ

ていただきたいというふうに思います。どなたかありますか。あるというか、2号案以外の提案をされたかたにお伺いせないかんとと思いますが、これはどなた、はい、伊藤委員さん、お願いします。

- ◆伊藤幾子 委員 私は、調査案ということで提案をしました。折衷案のつもりで出したんですが、いろんな意見が、いろんな意見が出まして、私としてはちょっとこれ持ち帰らせていただけませんか。お願いしたいと思います。

(「時間がない」と呼ぶ者あり)

- ◆伊藤幾子 委員 いやいや、先ほど、検証作業の下に特別委員会の示したというね、ところのことを意見出されたのが結さんだと。それで、結の会派の意見もいろいろ出されました。それでやっぱりよその会派のことですが、議論された方がいいんじゃないかなと。それで、私もちょっと調査案ということで意見を挙げましたので、ちょっと会派で持ち帰らせていただきたいなと思います。

- ◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

- ◆上杉栄一 委員 会派に持ち帰って協議するほどの問題では、私はないというふうに思っております。はい。さっき言われた、なんだったつけ。

- ◆房安光 副委員長 調査案。

- ◆上杉栄一 委員 調査案ということが両方の真ん中取ってという話であったわけですけども、それをまた持ち帰って議論するような、その会派でね、そんな話で、じゃあ、それをどうするかということになったときに、また持って出てどうするんですか、結果として。そこで持ち帰ってまたここに来て、同じ議論、続く話ですから、私はここでもう方向を出した方がいいと思いますよ。

- ◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤さんが言われたのは、報告書との整合性も含めてこういう表現がいいんじゃないですかという1つの御提案だったと思います。それで、先ほど、休憩前に桑田委員の方から今までこうやって議論してきたんだけど、結さんのそれぞれの議員の発言を聞いておると、本当に結で統一をしているのかという御発言もありました。そういうことで、上田委員の方で何か桑田委員の質問に対して御見解があればお願いをしたいと思います。

- ◆桑田達也 委員 何で、委員長。なんで私の方が言ったことを取り上げるんだ。

- ◆橋尾泰博 委員長 桑田委員がそう言って、さっき言われたから。

- ◆上田孝春 委員 結の方の1つの考え方とすれば、2号案を示したわけですよ、2号案という住民投票にかけた、このことがさっき島谷委員の方からもちょっと住民投票にかけたその2号案はファジーというか、こうファジーという言葉が適切かどんなかわかりませんが、そういったかたちでかけたんだという話があって、だからうちの会派としてもやっぱり2号案が絶対、2号案を示したときには細かいところまで議論は正直言ってしていませんからね、だから、そういったかたちで特別委員会で議論する中で、やはりこういった問題が出てきたという話の中で、住民投票にかけた案件を結局、日本設計に検証するためには、こういった点を変更して、変更して日本設計に業務委託をしたという話をした経緯があるから、ここで特別委員会を示したというかたちでなっておるという経過ですよ。

- ◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。
- ◆湯口史章 委員 変更はしていませんよ、ええ。一部追加はした案件はあります、確かにね、うん。ただそれが根本に関わるような話ではありませんからというふうな、私は認識です。
- ◆伊藤幾子 委員 はい。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 単なる言葉の使い方で2号案なのか、あるいは調査案なのか、ここに書かれているね、特別委員会の示したという案なのかという単純なことではないと私は理解をしています。本当にここの特別委員会で議論はしてきましたけども、全協の場で本当に他の議員からいろんな意見が出たわけですよ、それでやっぱり検証に出したのは、本会議にかけて36人、議長を除いて35人に諮ったものですので、やっぱり私は結の方からそういう提案があったのはこだわりのあって出されたというところがあると思いますので、やっぱりちょっともう1回ちゃんと議論をしていく上でも、持ち帰るという時間を取らせていただきたいと思います。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。まだまだ協議をしないといけん部分があるんですが、言えば、ここの部分が結さんのこだわりのある部分だろうと思いますし、まだちょっと他に協議をしないといけん課題がたくさんございますので、ここの4番のこの上段の入りの部分は、少し保留にさせていただいて、次の6番、7番の方に入らせていただけませんか。はい。伊藤さんあれですか、持ち帰らせていただきたいという御提案があったんですけども、ここの整理ができないと次の議事に入れられないということなんですかね、はい。はい、そうしますと、まずちょっと伊藤さんの方からそういう提案がありましたので、皆さんにお諮りをしてみたいと思います。伊藤さんのこの提案について了とされるのか、されないのか。まずそれを図って次の判断をさせていただきたいというふうに思います。今、伊藤さんの方からこの4番の冒頭の入りの部分ですけども、伊藤さんの方からすればその報告書とのつづくり、整合性のある意味で特別委員会の示した調査案という入りでいいんではなかという提案をしましたが、この件については持ち帰りをさせていただきたいという御提案でございました。そのような伊藤さんの提案に対して了とされるかたは手を挙げていただきたいというふうに思います。
- ◆上田孝春 委員 ちょっと持ち帰りはせずに。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、じゃあちょっと採決とる前に、上田さんお願いします。
- ◆上田孝春 委員 できるだけ前向きに進めていかないといけんという基本的な考え方は持っていますので、できたらさっき委員長が言ったようなかたちで、ここの文言の入りの文章のくんだり、ちょっと保留というか、やっぱり次の、今日でこの委員長報告はまとまるか、まとまらんかわかりませんが、やっぱりちょっと検討して次の委員会までに結論を出すというようなかたちで保留というか、検討させていただいたら大変ありがたいなというふうに思っています。
- ◆桑田達也 委員 はい。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。
- ◆桑田達也 委員 伊藤委員はこだわりとおっしゃるんですけども、これはそういう個人的なこだわ

りとかを私たちはこの特別委員会で議論しているわけではなくて、やはり市民に示したこの2号案について客観的な議論を進めてきているわけですね。ですから、持ち帰るまでもないこととありますし、また次のページの6、7の項のところに2号案は実現不可能であり、条件を一部云々ともう書いてあるわけですから、

◆**橋尾泰博 委員長** いや、これが決定したということじゃないですよ。これから協議するんだから。

◆**桑田達也 委員** 協議するにしても、ただ、でも協議の3は違うわけでしょ。その協議3の前段の文章として2号案は実現不可能でありというふうにもうあるわけです。ここにもつながってくることで、保留にもできませんし、こだわりとかというレベルとか次元の話でもないと思いますから、私は何度も申し上げておりますように、市民に示した2号案、この2号案が実現不可能ということが嫌だからとか、認めたくないから特別委員会が示したそういう検証案というような議論にやっぱり戻ってはいけません。できるかできないかということ、2号案ができるかできないかということ、これを私たちは議論してきたわけで、その結果できないということがまず第1章ではっきりしたわけです。もしそれができるというふうにおっしゃるのであれば、まずは結さんの中でその議論を、過程を示していただいて、示していただくというか、ここでもう示していただくまでもない、今までの、なぜこの議論の中でそれを示していただかなかったのかということが問題だと思います。もう結論は出ているわけです。その認識をやはり私たちは共有しないとイケないと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。今日皆さんにお示ししている素案ですね、これ、この字句として起こしている部分が、すべて完成形ということではございません。ですから、こうやって議論をしているわけでございまして、その点も御理解をいただきたいというふうに思います。それでは、まず伊藤さんの方から持ち帰らせていただきたいという御提案がございました。これについて採決をさせていただきます。伊藤さんの提案について了とされるかたは挙手をお願いいたします。お二人ね、はい。それでは、伊藤さんの提案について御賛成をされているかた、お二人でございまして、議論を進めさせていただきたいというふうに思います。それから、今回のこの部分については、結さんの方の提案でございまして、先ほど桑田さんの方からも結さんの会派の統一見解というのが、もうバラバラではないかというような御提案がございました。そのことについて、上田委員の方から、この件については保留、私が先ほどちょっと保留にしてというお話をさせていただきましたけれども、保留にして次回の委員会の方で結論を導いてはどうかという御提案がございました。この件についてはいかがでございましょうか。

(「採決」と呼ぶ者あり)

◆**橋尾泰博 委員長** 採決をさせていただきます。先ほど、私が1つの提案をさせていただいたのは、あと6番、7番、8番、9番という課題も残っておりますので、ここで止まることなく解決できる部分あるいは協議できる部分、それらを整理をしてまたここに帰ってきてもいいのではないかという思いがいたしたので、そういう御提案をさせていただきました。上田委員の方から保留にさせていただいて、この件については次回の委員会で結論を出ささせていただけないか

という御提案がございました。上田委員の御提案に対して、はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 それぞれの意見で諮っていただいているので、せっかくですから、じゃあこの場でちょっとまた意見を言わせていただきますが、要は、その2号案というものがどういった案なのかという捉え方が、共通認識が持ててないので、こういうことになっているんだろうなと私は思うんですよね。それで、結さんが2号案では実現できるんだという意見が会派の中であるというふうに、3点セットでということを言われましたけど、それで言えば、私たちだって現地で現本庁舎の耐震改修及び一部増築案というものは、そのものは否定されているわけではないんだと。縛りをかければかけるほど、本当に大変なことになるよというのはずっと検討会でも言ってきたわけですからね。だから、これでいくと本当に2号案を使うにしても現本庁舎の耐震改修及び一部増築案という言葉を使うにしても、それが本当に実現困難なんだという誤解を、本当に市民に与えるというふうに私は思うんですよ。

それで、でも日本設計が検証の過程で出されてきたことなので、事実経過としては、それは出されたものなのでそうですと。だけでも、それについて委員会がどう評価するかというのは別問題であって、これを書いたから、もう、何て言うのかな、実現不可能だというのは委員会、皆で認めたことになるよみたいな議論になるのは、私は乱暴だと思うので、だからこだわりますよ。こだわっているんですよ、ここに。だから持ち帰らせてくださいと、先ほど言ったので、上田委員さんが保留ということについては賛成します。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 今、委員長が伊藤さんと上田さんの案を別々にちょっと採決されているみたいなんですけども、結果的には会派持ち帰りという話じゃなかったのかなというのがまず1点と、それと、これは二重に採決しているのと同じことだねという話なのと、あと伊藤さんが言われている結論として2号案ができなかったのは事実として認めるけど、次の段階というのではないというふうな話があったんですけど、これ以降に現地での耐震改修案に近づけたような条件設定をしてすればどういふふうになりますかというのを提案してもらったわけですから、それは今、伊藤さんが言われているというのは、ちょっと論理的におかしな話じゃないかなと、私は思うんですけどね。どうなんですか。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 すいません、質問の意味がわかりません。もう一度。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 先ほどからこの委員会の中での報告というのは、あくまで検証結果を報告して、できませんというのは事実として認めますよということを伊藤さん言われました。それで、そのあとのただ、耐震改修ということを否定しているわけではないという話が、今さっき伊藤さんの方からあったんで、それはそのあと以降に、このできないということの結論を付けたあとに、それではじゃあ、ここの現地での耐震改修をすれば、どういう条件でやればどういふふうになりますよという提案を新たな案として日本設計からされたんで、それが無いというふうな、今さっきの伊藤さんの話みたいに聞こえたので、それじゃあ、おかしんじゃないですかということを私が言っているんですけどね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちゃんとした答えになるかどうかわかりませんが、そもそも、またまた戻る話をしてと怒られるかもしれませんが、そもそも私は検証すること自体に賛成してません。こんな必要ないと言っていましたので、日本設計の方が出されて来たものというのは、あくまでも、何て言うのかな、結果である、結果と言うか、報告、結果、1つの考え、そういったものの受け止めでしかないのですよ。だから、ちょっとそれ以上のことはちょっとなかなか言えない、だから私は、検証することに賛成していたら、もっと多分突っ込んだ議論ができるんですけど、そもそも賛成してないので、ちょっと私自身もほんとになかなかちょっといろんな発言で苦慮したりしてるんですが、自分を否定していませんよ。いや、だから、結局、日本設計が最初にこれ、これでできませんよと言われたのは、向こうの考えで、そうやって出されてきたもののわけでしょう、それはそれで事実として受け止めますよということですよ。それで、そうですね。うん。ですよ。それが何か。

◆橋尾泰博 委員長 いいですか。ちょっと議事整理させていただきます。伊藤さんの、二重の採決を採っているのではないかという、島谷さんの御発言いただいたんですけども、伊藤さんの場合は、もうこの時点で会派に持ち帰らしてくださいという御提案で採決取らしてもらいました。それで、私が提案させていただいたのは、まだまだ次に議論する部分があるので、あまりここの4番のここだけで議論して足止めをするよりは、一旦保留にさせていただいて、次の協議を詰めるところをさせていって、合議が取れば、最終的にまた4番に戻ったらどうかという1つの提案をしたんで、また違う提案だというふうに、うん、うん、今日全部ね、詰めればいいんだろうけども、そういうことで、先ほど、桑田委員の意見を受けて、その辺は上田さんも重く受け止めての発言だというふうにとっております。はい。そういうことで、先ほど4番5番、一括して議論したわけですけども、先ほどちょっと読みまして、もう一度、ちょっと時間が経ちましたんで、もう一度読ませていただきますが、5番のですね、計画変更いたしましたよね。

2行目からちょっと読ませていただきますけども、極力近い形で条件を一部変更し、実現可能な工期、費用を算出することにしました。変更した条件は、1 現本庁舎を全体基礎免震とする、2 内装制限は居ながら工事できないことを前提とする、3 駐車場台数は150台を求めないこととするなどです。そのあとに、また市庁舎に求められる性能を市民の生命安全を第一義として、大災害時にも機能する構造体Ⅰ類、協議の2のところです。はい。建築非構造部材A類、建築設備甲類と定め、72時間対応できる設備への新設、渡り廊下で庁舎をつなげば一体の建物とみなされるという鳥取市の正式な見解が示され、天井や壁など既存遡及が求められるなど、新たな与条件を加えての検証を委託しました。また、建設費概算については、予算の枠を決める積算といたしました。という言葉がこの5の駐車台数150台は求めないこととするなどです。という後段に、この文章を入れるということでもあります。言えば、議会だよりの黒丸の1、黒丸の2、これ両方載ってしまっているわけですよ、この今読ませていただいた分が。

(「ここをどうするんですか」と呼ぶ者あり)

- ◆橋尾泰博 委員長 うん。
- ◆房安光 副委員長 ここはどうしたんですか。
- ◆橋尾泰博 委員長 だから、それを入れて、はい、桑田委員。
- ◆桑田達也 委員 もう5の方に進んでいるので、まず4については、会派持ち帰り、保留というのは同じ意味ですから、先ほど会派持ち帰りはないということになったので、まず4のところをしっかりと決着を付けて次に進まない、関連してくる話だと思えますから、まずこのところを、黒字の太字のところを、まず結論づけていただかなければいけないというふうに思います。それから、伊藤委員、調査結果の事実は認めるけども、評価はしていないということについては、伊藤さん自身がこれまで検証に関わってきているわけですから、その事実を自身としても認めていただいて、その調査結果について了としなければ、何も前に進みませんから、そこは調査結果が出てから、その評価を云々というような、そういう議論はやはりおかしいと思います。でなければ、これまで特別委員会においても、また調整会議においても、伊藤さんもそれなりの発言をされて来ているわけですから。間違いなくこの検証に携わっていらっしやったわけです。そして、この結果が出ていることを、私は真摯に受け止めていただかないといけない、そういうふうに思います。委員長、まずこの太字のところを、まず結論づけていただけないでしょうか。
- ◆橋尾泰博 委員長 ちょっと伊藤委員さんに確認しますけども、日本設計に検証依頼しましたよね、特別委員会、それで工事費31億。
- ◆房安光 副委員長 委員長、それあとにしましょう。
- ◆橋尾泰博 委員長 いやいや。ちょっと。
- ◆房安光 副委員長 5を先にしましょうよ。
- ◆橋尾泰博 委員長 ちょっと今、整理しとかんと。
- ◆房安光 副委員長 なぜですか。
- ◆橋尾泰博 委員長 31億という工事費が出て来ましたよね。この調査結果については、特別委員会で出した報告書が帰って来たわけですから、それは受け入れられるということですよ。違います、ちょっと確認させてください。
- ◆伊藤幾子 委員 だから、日本設計から出された報告書、報告内容は出されたものなので、それは事実というか、向こうの事実として受け入れるけども、受け取るというか、受け取りますけど、その評価については別ですよ。だって、いらん新築のことまで書いてあるわけだし、そこではちゃんと意見も言いましたし、それを了とするとかということに関しては、それはもう異議がある。だから出されたものは事実のものとして受け入れるけど、出てきたものはね、けどその評価は別だって言うの、何回か言わせてもらっていますけど。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい。今、言われた部分については、6番7番の辺の協議になって。
- ◆房安光 副委員長 委員長、議事進行して。
- ◆橋尾泰博 委員長 いや、ちょっと整理させて、ということですので、6番7番のところ御意見をいただきたいというふうに思います。それで、今、副委員長の方から4番の冒頭の入りですね、この件について結論を導こうということですのでございます。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 4番、さつき2号案、一部増築ですということなんだけれども、私はもうこういうふうにしたらいんじゃないですか。検証作業の際に特別委員会の示した現本庁舎の耐震改修及び一部増築案（2号案）。だから、要するに、2号案というかたちのものだけで載せるということと、現本庁舎の耐震改修及び一部増築という結さんの出している分とはニュアンスは違うわけで、違うんだけれども、この今の議論からすれば、いや、やはり同じ根本的には変わらんもんだと、一部それこそ、それこそ大きな変更ではなしに、要するに加えたもんであって、これが原案のものを左右するような条件ではもちろんないわけです。ですから、特別委員会の示した現本庁舎の耐震改修及び一部増築案で（2号案）というかたちで括ったらそれでいいんじゃないかということなんです。そうすれば、どっちも立つがな。

◆橋尾泰博 委員長 ちょっと書いてみて。

◆上杉栄一 委員 いやいや。ただ、ここに一部増築案で括弧、ここの後に（2号案）と、2号案を括弧書きで入れるということです。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、上杉委員がおっしゃって、一部増築案の後に括弧書きで2号案と入れるということは、3のところに示してある内容と一緒にということになるわけですよ、結論から。ただ、ただ住民投票の際に議会が示した2号案と検証作業の際に特別委員会が示した2号案という縦分けはあってはいけないというふうに、私は思うものですから、やはりこれは特別委員会があえて示したわけではないわけですから、やはりこの市民にわかりやすくということであれば、何も分ける必要もないし、上の住民投票の際に議会が示した2号案であるなら、そのとおりでいいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 これはそれぞれのこだわりがあるわけですし、ここにこだわっているのは前に進まないわけ。だから、多数決でいくという話もあるでしょうけれども、読み方によっては逆に言うと、特別委員会が示したであろうが、議会が示したであろうが、中身は一緒だという取り方と、いや、そうではないという取り方はたぶんあるというふうに思っております。あえてそれは、ここでは問わないということなんですわ。そうしないと、議論が先に続かないということ、私が提案をさせてもらったということ。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 いや。そこは、私は違うと思うんですね。なぜかという、先ほど上田委員の方から2号案はできるんだとおっしゃっていらっしゃるわけです。それで、検証作業の際に特別委員会が示した案は、これはできないけれども2号案はできるという、こういう議論があることがやはり私はおかしいと言っているわけですし、これをそのまま私たちが認めれば、じゃ、これまでの議論というのは何だったんだということになるわけですし、まず2号案それ自体ができなかったから、その検証として、ずっと今につながってきているわけですね、調査結果に。そのこのところの事実確認をやっぱり誤ってはいけないというふうに思いますし、それをはっきり示さなければ、この特別委員長の報告にはならないというふうに私は思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。上杉委員からの提案、それから桑田委員から

の御意見をいただきました。この4番のともそれぞれの会派によってこだわりがあるというふうには、私も受け止めさせていただいておるんですが、今、上杉委員並びに桑田委員からの御意見があったわけですけれども、上田委員の方はどうですか、これで御了解されますか。

◆房安光 副委員長 ということは、どっちを理解するのか。

◆橋尾泰博 委員長 いや。マイクを持ってお願いします。

◆上田孝春 委員 上杉委員が言われたかたちであれば、会派に持って帰って話をして理解がいただけるように私は方向づけができるんじゃないかなというふうに思っております。

◆橋尾泰博 委員長 先ほど、ちょっと私の方が提案をさせていただきましたけれども、この部分についてはかなり会派こだわりがあると思うので、あと6番、7番、8番、9番がございしますので、そちらの方を先に審議してもらえませんか、その方が結論的には早いような気がするんですけど。根幹だということだったら、言えば、今日桑田委員の方から御提案があったように結さんの統一見解が、こう明らかでないという御指摘もございましたし、ここの部分の提案は結さんの方でございまして、上田委員の方も保留で持ち帰って、次の委員会で結論を出させてもらえんかという御提案があったわけございまして、そこを皆さんが了とされるか、されないのかということだろうと思います。

◆房安光 副委員長 前に、もう否決された。

◆橋尾泰博 委員長 うん。だから、私が申し上げたのは、6番、7番、8番の協議を先にさせていただきませんかということをお提案をしたのであります。はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 委員長さん、今、上杉委員がおっしゃったことは、心情論としてはわかるんですけど、これはやっぱり心情と理論とは違うと思いますよ、私は。やっぱり検証作業の際に特別委員会に示したのは、できんことじゃないんですよ、できるようになったわけですからこれは。ますます混乱しますよ、これ。

◆橋尾泰博 委員長 いや。これは、最初に出してできないことが明らかになったということ。

◆上紙光春 委員 いや。それは今ちょっと触れておられましたけど、例えば検証作業の際にと書いてございますね、これね。議会が示したならわからんじゃないんですけど、検証作業の際に特別委員会は示したものが実現困難な課題があることが示されということは、これありますか、内容が。ないと思いますよ、私は。これをやっぱりちょっとあやふやなことで決着するということも必要でしょうけども、ちょっと違うと思いますよ、理論上そういうことはいけませんよ。はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 上紙委員さんの話で言うと、特別委員会の示した案というのは、まさに2号案だということでありまして、全く新しい案が出てきた話じゃないわけです。ですから、これが、特別委員会が示そうが議会が示そうが、私は内容は一緒だというふうに思っております。議会が示した案と、今の話からすれば特別委員会が示した案が違うという話でしょう、違いますか。それは上紙さんじゃなしに結が違うということで拘っている話なんですか、それでおかしいということですか。特別委員会の示した現本庁舎の耐震改修（2号案）ってなっているわけ。私は2号案ということでは言っているわけですね、括弧書きで。ですから2号案が最初の3番目に

出てくるこの2号案、それから最初に出てくる2号案、これは違う話じゃないわけでしょう、修正したわけじゃないですから。だから2号案という事実は2号案なんです。だから、この特別委員会の示したこの現本庁舎（2号案）というのは、これは全部に通じる話でして、修正したり何したりという話ではないんです。心情論でも何でもありません。

◆橋尾泰博 委員長 御意見ありますか。桑田委員。

◆桑田達也 委員 今、上杉委員がおっしゃったことが、結、会派結さんの中でこれが、理解が示されておれば、何もわざわざ日本設計から検証、違う。特別検証作業の際に特別委員会に示したというふうに、わざわざ言わなくても2号案で済む話なんですね、済む話なんですよ、ええ。ただ、ここに委員長がこだわりとおっしゃったんだけど、そういう次元ではない話。こだわりとかそういうことで片づけてはいけない、大事な事実は事実として客観的に認めていかなくてはならないというふうに思いますよ。ですから、最終的には、委員会の委員長報告として実現ができないということを文言として盛り込む以上は、2号案が実現できなかったというふうに全てに捉えていかないと、委員長報告のベースの中に。また、何かどこかのタイミングで、いや、2号案はできますよと、我々ができないと認めたのは2号案ではなくて検証案だとか、調査案だとか、なんかそういう理論になってきかねないので、私は言っているわけです。こういったことが市民の皆さんに混乱を招く元になる、そういうふうに思いますから、ぜひ、ぜひと言うか、2号案のこの意味というものを共通認識をして、ここで結論を出しておいた方がいいと思います。

◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 私も大筋、桑田委員の話に同意するんですけども、そもそも論からいけば、この特別委員会、始まったのが住民に示した2号案を検証するというところから始まって、先ほどから言ったように、その2号案の中で、上田委員は私の言葉の中でファジーという言葉はどうかというのはあったんですけども、やはりわからない部分があるから定義づけしたりそういうことをして検証作業に入ったということであって、大元は2号案ということは、もうこれはすべての、この特別委員会の皆さん共通認識で入っていると思うんです。ですから、先ほどから申し上げているように、大元の2号案を検証したという結果が実現不可能だったということが出ている以上は、私もここはもう2号案で通せばいいんじゃないかなと。最後までそれは、最終的な結論まで持っていくのは当然だと思っております。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 言葉の取り方がどうかということはあるわけですけども、むしろ私が懸念するのは、2号案そのものが実現困難だという結果に対して、上田委員は先ほど私の問いかけに対して、できるということを思っておるということの発言をしておられるわけで、そうなる、2号案だろうが何案だろうが、要はそういうお考えだということですから、これが譲れないということになると、これはもうどうしようもないわけで。折衷案を作るなんていう話ではないわけで、ここになると。もうここになってしまえば、やはり皆さんの賛否を問うて文言を決めるということではいかないんじゃないかなと思いますよ。もう根本の捉え方が違われるわけで。

◆橋尾泰博 委員長 湯口さんの御意見もごもっともだというふうに思いますし、そういうことも

踏まえて上田委員の方からは一旦保留にさせていただいて、次回の委員会で結論を出させていただけんか、少しお時間をいただけんかという提案をされたわけです。それで、そういう提案をされたので、それであるならば、まだまだ議論しないといかんことがあるんで、6番、7番、8番の議論をさせていただけないかという、委員長判断をして御提案をしたと。その方が報告書を取りまとめるに当たって、言えば早くまとまるのではないかという、私なりの判断で御提案をさせていただいたということでございます。今日も1時から始めまして、もう5時でございます。はい。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** これ、特別委員会ですけども、この議案でも何でもありませんが、今、委員長がおっしゃったその保留云々というのは、継審は1度否定されているわけですから、この文言に対して、保留も党派持ち帰りもする必要はないよということで賛否は問われて、そういう持ち帰りはない。その上で、今湯口委員がこの文言について、もう賛否を問うてはどうかという御意見があったわけですから、今はそのとおりで、私はいいと思いますよ。そこの採決を諮っていただければいいと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** だから、委員長の私の判断として、御意見聞かせていただきましたけども、まだまだ議論しないといけん部分があるんで、そちらの方をまず最初に処理をさせていただけないかという委員長の提案をさせていただいておるということで、順序が前後しますけれども、それがこの報告書を取りまとめる作業において、私はより早くまとまる方法ではないかという判断をさせていただいて提案をさせていただいておるということでございますので、私の委員長の判断も御理解をいただきたいというふうに思います。はい、桑田委員。

◆**桑田達也 委員** ちょっと理解できないので、あえて申し上げますけども、5とか6、7に議論を移してということについては、先ほど来、そこに移る前にこの4の結果を早く出さなくては次の議論に移れませんということが、この委員会の皆さんの意見でもあったように思います。それで、再び4に戻って今議論を重ねてきたわけです。その結果、湯口さんの方から、もう進まないで、そりゃ心情とか、こだわりとかわかるけども、だけども進まないから、これはもう採決をすべきではないかという提案があったわけですから、まず採決をするのかしないのかということ、まず委員長からお諮りいただくのが、やっぱり議事運営として正しいと思います。

◆**橋尾泰博 委員長** 御意見をいただきました。当然こうやって最終的な報告書の取りまとめに入っておるわけですから、その時期が来ればそういう採決という方法も取るということは考えております。ただ、この、今日も申し上げたと思いますけれども、この市庁舎の問題についてはたいへん大きな問題だということで皆さんもご認識をいただいておりますし、そういう一連の流れの中で、この住民投票をかけたのも、36人全会一致をしようとたいへんに苦しい議論をして意見の統一を図ってまいりました。そして、鳥取市政始まって以来の住民投票をして、その最終判断もいただいたこの重みというか、この大前提は崩すわけにはいかないという思いがいたしております。

そうであるなら、この最終結果の、市民の皆さんの思いをどうにかたちでやっていくのかということになれば、当然この特別委員会に与えられた使命も、私はこの委員長を受けて、今

日までこの9人の議員で議論をし、この9人で統一の共通認識の下に合意を図り、委員長報告をまとめさせていただきたいと、その思いで向かっておりますので、その議論の過程の中で、もうタイムリミットいっぱい、もうこれ以上議論しても駄目だということになれば当然採決をする段階を判断をさせていただいて決を採らせていただくと、このことも考えております。はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 委員長、長々と御自身の思いと言いますか、それをおっしゃられていますけども、先ほど湯口委員が、上田委員との見解の違いは埋めがたいので、まず採決してはどうかという提案がありました。それは桑田委員も言われております。その湯口委員の提案を取るべきかどうかの採決をするというのは議事運営の最初のことじゃないんでしょうか。今の思いというのはわかりますよ。でも、議事運営をする以上、提案があったものに対して採決をするというのは当然のことだと思いますけれども、どうでしょうか。

◆**橋尾泰博 委員長** それも意見として承りますしあれなんですけど、私が申し上げたいのは、この特別委員会でも、言えば、同じような言い方になるかもわかりませんが、やはり市民の皆さんの最終判断をいただいた、そのことをかたちにしていこうというのが我々に与えられた使命であります。ですから、言えば同じ土俵に上がっていただきたい、そしてその中で前向きな議論をしていただきたい、これが私の基本理念であるし、基本姿勢であります。はい。そういうことで、言えば、できるものなら全会一致で決を取らないといけないという時期が来るかもわかりませんが、そのときは判断をさせていただきたいと思っておりますけども、今は私はまだその段階ではないというふうに思っております。その点を御理解していただきたいと思っております。

そのことと、もう1つ申し上げたいのは、議会のことでございますから、言えば皆さんに言われる民主主義ということでございましょうけども、最後は民主主義で多数決で決するということにあるんだらうと思っておりますけれども、ただ単に、私の基本的な思いからしてなんとかこの9人の思いを1つにしたいということがございますので、数の論理だけで物事を進めるのはもう少しお時間をいただきたいということで考えております。はい、房安委員。

◆**房安光 副委員長** この問題を要するに決着つけなければ先に行かれないと、認識の違いがもう埋まらないんだから議論は先に進みませんよと、例えばこの4番の中でも実現、いいですか。工期費用が算出できないことが明らかになりました。実現困難な課題とは地下1階の柱頭免震工事は設備機器を移動させて柱を補強しながら云々。②地上部分の壁や天井。③駐車台数 150台。これらがあるから2号案は実現できませんよということを前提にして、この委員長報告というのは成り立つわけですよ。2号案が20.8億円、3点セットちゃんとできるんですよということが前提で、もしあるとするならば、これあと議論全然いらないんですよ。ここを決着せんとあとが続かないんですよ。5番もそうです。6番、7番もそうです。全然つづくりがつかないんです。実現が困難だから実現が近い案で住民投票の意思を尊重して実現できる変更案で議論をしましたということにならないんですよ。変更案作ったということは2号案が実現できないから作っているわけですからね、そういうことじゃないんですか。

◆**橋尾泰博 委員長** よくわかります。

◆**房安光 副委員長** わかるでしょ。だからここをクリアせんと先に進みませんよということなん

ですよ。だから、先に行ったって同じまたここに戻ってくるんです。だから、ここは決着して前に進むしかないじゃないですかということです。

◆橋尾泰博 委員長 今日、今日例えばこの4番のところ、上田委員の方から1つの具体的な例えとして、この4番の下で行でしょうか。②で地上部分の壁や天井などの工事が必要となり、居ながら工事ができないこと。これらについては、

◆房安光 副委員長 これらじゃない。これでしょ。

◆橋尾泰博 委員長 これについて1つの例えとして、この要件は住民投票の折に検討していただきましたよね、検討会の方で。こういうことは想定していなかったんだというようなことで、こういうことも含めて1つの提案があったわけですし、この辺もまだ整理ができていないという部分があるんで、そこら辺も含めて結さんの方でもう少し時間をいただいて整理をさせていただけんかという提案をいただいたというふうに、私は理解をしております。違うか。上杉委員。

◆上杉栄一 委員 検討会の方に、居ながら工事の問題はこれはできるんだと、ですから今の機械室を使いながら居ながら工事はできるということ、あえて柱頭免震でやったという事実でしてね、居ながら工事ができないという話ではなかったんです。これはできないではないかという議論があったんだけど、これは絶対にできる。ですから、県の設計協会からすれば、これ、できないからエネルギー棟を作って、機器を外に出して、それでやればなんとかできるだろうということだったんだけど、それは今の機械を使いながらできるということ、ですから今委員長言われたのは、検討会の方の議論とは全く違う話です。

◆橋尾泰博 委員長 今、上杉委員がおっしゃったのは、この①のことだろうと、地上部分の壁や天井などの工事が云々というのは、言えば既存遡及の部分じゃないんでしょうかね。違うんですか。私はそういうふうに理解しておるんですけども。

◆上杉栄一 委員 居ながら工事ができるという条件で、この2号案は入ったわけなんですよ。ですから3点セットの中には工事をしながら、執務をしながら工事ができるという条件だった。しかしながら実際にこれを調査してみると機械を使いながら、ということではできないということで、結果としては地下免震になったわけなんですよ。ですから、検討会の中でこれは県の建築士事務所協会の調査の中で居ながら工事はできない。できる工法としては一旦機器を外に出してということだった。だけどそれはだめだということで、あえてじゃあ、できますよということだったもんだから、そういうことでこの2号案を出した。しかしながら、結果としてこの2号案については柱頭免震で機器を使いながら、ということではできない。それは居ながら工事と一緒にすることなんです。だからここにある壁や天井などの工事が必要とかそういう話じゃないんですよ。

◆橋尾泰博 委員長 そこら辺がよくわからんな。

◆房安光 副委員長 いいです。どっちにしても20.8億の3点セットはできるという前提ではないということの認識で進まないとできませんよ。次には行かれん。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 私はもうそろそろ結論を出した方がいいと言いましたけど、その前段で、伊藤

さんに申し上げておきますけど、2号案という概念がありますわな。耐震改修及び増築という。私はそれを全て否定しているわけではないんですよ。だから、ここに2号案の条件ではと入れているわけですよ。ここに諸条件が隠されていてね、ここの条件に。それは免震であったり、工法的なことと言えば。それを網羅したのはこの条件、いわゆるプランなんですよ。我々が示した、住民投票にかけるときにね。ただその工法ややり方ではできなかったわけですよ。それで、かつその考えを尊重したかたちでできる方法はないかと言って知恵を絞ったのが変更案なわけですよ。しかし、変更案ではあれだけの金額になってしまったということなんですよ。だから、私は理念そのものが全くできないということではないと思いますよ、それは。だから、そこは分けて考えないとそれは次の話でまたいろんな議論があるでしょう。ただし、我々はその理念に基づいて示したプラン、細かな条件、この条件ではできませんでしたということですよ。それで、できるとすれば変更案。でも金額は47億、工事費30数億、こういうことになってしまった。しかも問題点もまだありました。それで、最後の極めつけはこれだけお金をかけるんでしたら新築も同じぐらいのもの建っちゃいますよということなんですよ。だから、そこはよく整理されたいいいんですよ。そのことだけちょっと言っておきたいと思います。ここの2号案といったらなんかもう全てが否定されたようにと言われたから。

- ◆橋尾泰博 委員長 はい、ありがとうございます。湯口委員にわかりやすく説明をしていただいたんですけども、この議会だよりですよ、例えばアンダーラインを引いている部分、これ工事そのものには影響を及ぼすことではないんですけども、積算根拠ということについては影響が出てくる部分ですよ。いやいや、積算できないというのは、柱頭免震という工法ではできないということが出たんですよ。でしょう。
- ◆島谷龍司 委員 いやいや、いろんな条件がわからない。
- ◆橋尾泰博 委員長 いろんな条件。
- ◆島谷龍司 委員 そういう条件だったらという、条件が加わらなかった部分、だから提言したり、いろいろあったじゃないですか。
- ◆房安光 副委員長 前向きに出来ん。
- ◆橋尾泰博 委員長 やっぱりそこをなんかやっぱり皆が共通認識持たないといかんと思うんですよ、はい、桑田委員。
- ◆桑田達也 委員 そういう基本的な共通認識については、会派にそれこそ持ち帰っていただいて、もう1回振り返っていただき、これまでの議論を確認をしていただければそれでいいと思います。まずは先ほどのお話ですが、湯口委員の方から採決を求められたことについて、これは公平公正な立場で委員長は、この特別委員会を運営していらっしゃるって何度もおっしゃっておられるわけですから、これは会議の基本的なルールとして、まずは、議論はこの尽くされたという判断の下で、まずこの採決をするかしないか、速やかに図っていただいて、次のステップに移っていただければというふうに思います。

それともう1点、委員長よく私の土俵にというか、同じ土俵にというふうにおっしゃっておられるんですけども、今までの議論を振り返ればどちらかというと委員長に土俵に上ってもらえないとなかなか進まないような気がします。いずれにしてもまずは委員会のこの会議のルール

として、当然御承知のことですから、まずは委員から出された採決を図る、図らない、これについては速やかに結論を出していただかなければいけないと思います。そうでなければ先ほど副委員長おっしゃったように、次に進めません。よろしくお願いします。

◆**橋尾泰博 委員長** はい、ありがとうございます。今、桑田委員の御意見聞かせていただいたわけですが、今、委員長の方が同じ土俵、同じ共通認識に立っていないのではないかという御指摘をいただきました。私は決してそういう認識でおりませんけれども、大変申し訳ございませんが、今、桑田委員がおっしゃったこと具体的に御指摘をいただきたいというふうに思います。聞かせていただいて、改めさせていただくところがあれば改めさせていただきます。

◆**桑田達也 委員** はい。まず1つは、この委員会の諮り方として何度も申し上げておりますけれども、これまでこの委員会で採決何度も図ってきました。委員長の意に沿った内容については、その場で速やかに採決を図られている。けれども今回は委員長の、いわゆるこの委員長御自身の、いわゆるこの考え方に基づいて、この検証作業の際に特別委員会に示した云々ということをやっとおっしゃっておられる。それで、なかなか採決に持っていかれていない。御自身の意に沿わないことについては採決しないんですか。それは、委員長がこれまでおっしゃってきた公平公正に反することじゃないんですか。私は、やっぱり公平公正に委員長がこの特別委員会をこの差配していただけるのであれば、私は委員から出されたこのことについての採決を求めていることに対して、やはり率直に速やかにこの委員に対して図られるべきだというふうに思います。

なぜ、ここまでこだわられるのかわかりません。それと委員長として纏々いろんなこの御意見を述べられるんですけども、それは確かにこの耐震改修を主張してこられた会派に属しているからかもしれないんですけども、やはり委員長としてこの会議を進めるためには、委員から出された意見をまとめて、そしてこの公平にその都度その採決をするならする判断をしていただかなければいけないというふうに思います。次にこのどんどん先延ばしにして、何かこの機が熟したから、委員長が機が熟すまで、自分の中で機が熟すまで採決をしないというような発言というのは、私はあり得ないと思いますね。あえて1つひとつというよりもこれまでのことを振り返れば、この中継とかも御覧になっていらっしゃるかたもよく御理解いただけると思いますし、まずはそういうことを議論するよりも、まずは湯口委員のおっしゃったことについて、諮られることが先決だというふうに思います。

◆**橋尾泰博 委員長** はい。お伺いをさせていただきました。決して、私は報告書を取りまとめるのを長引かせるとかという気持ちはございません。いよいよ報告書の最終的なまとめに入りましたので、この9人がこれでいいよという報告書をまとめる最後の詰めの段階でありますから、やはりこれは1つひとつ確認をさせていただいて、固めさせていただきたいとその思いで進めさせていただいておりますということでございます。この点の議事進行については御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、今桑田委員の方から、湯口委員の方からその決を採る動議が出ておるんで、それを諮っていただきたいということでございますけれども、この冒頭の入りの中で上紙委員の方から検証作業の際に、とこういう文言は要らんのではないのかというお話もございました。それ

から、上杉委員の方から、この議論を重ねる中で特別委員会の示した、伊藤さんが言われた調査案は現本庁舎の耐震改修及び一部増築案（2号案）でしたかな、というかたちで記載をすればいいのではないかという御提案もございました。そういうことで、この今日の特別委員会でこの4番のこの冒頭の入りを整理してはどうかと、決を採ったらどうでしょうかという湯口委員の御提案があったわけですが、これはその提案を先に採決するのがいいのか、先ほど言いましたその上紙委員さんの御発言それから上杉委員さんからの御発言、これを決めたあとで採決するのがいいのかどちらがよろしいのでしょうか。はい、上紙委員。

◆**上紙光春 委員** 委員長さん、検証作業の際に特別委員会の示したっていうのは、この前段で、多くの委員さんが要らないということで私の案という個別の案ではございません。相対的にそう思っておられるかたが多いと思いますよ、わかりませんが。ただ、上杉委員のは、入れて（2号案）をつければいいという、新たな発言だったと思いますけど。私はそういうふうに認識していますよ。

◆**橋尾泰博 委員長** この特別委員会の示したという文言については、この議会だよりなんかに書いてあることでそのアンダーラインを引いた部分、これはもう新たに特別委員会で議論して計画条件を固めるなかで追加をした部分でありますから、そういう意味も含めて特別委員会の示した調査案はというような流れに書いたわけです。書いたというか、結さんの方からそういう提案があったということでありまして、そこの認識とか、そういうところがちょっとまだ統一できてないところがあるんで議論しているわけですが、はい、島谷委員。

◆**島谷龍司 委員** 委員長、先ほど上紙委員と上杉委員からの提案があったということで、それとあと湯口委員の動議をどちらを最初にというふうに言われたんですけど、それだったら、まず提案されたものがこの案の中に入れていいのかどうか。

◆**橋尾泰博 委員長** ん。

◆**島谷龍司 委員** 案として、今2つですね。2号案そして検証作業等というのの2つの案しかないんですけど、今さっき提案されたものも案としてやっていいのかどうかというのをまず図ってすぐその結果で採決されてはどうですか。そうした方が早いと思いますけど。

◆**橋尾泰博 委員長** だから、私が申し上げているのは、そういういろんな委員から議論を重ねていく中でいろんな提案をいただいたわけです。まずこれを最初に整理するとか、整理すれば別にそれで決まれば採決しなくてもいいという話だというふうに思うんですがね、違います。

◆**島谷龍司 委員** 提案されたかたについては。

◆**橋尾泰博 委員長** 違いますか。だから、結さんの御意見も確認したいし、上杉さんの意見も確認したいし、それから上紙委員さんの御意見も確認したいし、伊藤さんの意見も確認したいということですか。せいっていうことですか。

◆**島谷龍司 委員** いや、伊藤さんのは、もう終わっています。

◆**房安光 副委員長** 委員長、委員長。

◆**橋尾泰博 委員長** 伊藤さんのは、終わったんですか。

◆**島谷龍司 委員** 終わったんです。

◆**橋尾泰博 委員長** なくなっただけですか。

◆房安光 副委員長 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、房安委員。

◆房安光 副委員長 この冒頭の基本的な問題は2号案か、そうでないかということなんですよ。上紙委員が言われたのは、括弧で示して2号案というようなことでなしに、ちゃんと2号案なら2号案と。それからこの検証作業の際にという、これは要らないではないかという、この素案の中に2つ示されているわけですから、この2つのどちらかということ、要するに2号案であるのかどうかということなんです、問題はね。2号案とは認めておらんよと、それは特別委員会の示した案じゃないかというのと2号案と2つですから。この2つを採決していただければよろしいかと思います。

◆湯口史章 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、湯口委員。

◆湯口史章 委員 折衷案みたいな話になりますけども、1つはその単純に2号案というのを前面に出したかたちがいいって言うておられるかと、それから与条件を多少加えたから、特別委員会で示したその現本庁舎耐震改修及び一部増築(2号案)というその2つだと思っんですよ。そうすると、特別委員会で示したその内容に加えたものが、ものすごく大きな影響を及ぼしたような前段にでますと来るので、逆に、その現本庁舎耐震改修及び一部増築案(2号案)に何々を追加した条件で云々かんぬんというふうにすれば、基本は変わりませんよと、プラス1部その甲類だとか何とかだとか、いう部分ですよ。そういう部分のことに拘わっておられるのではあれば、そういうかたちで一部追加をした部分というふうな流れにして、そういう条件では実現困難な課題があることがわかりました云々という。だから、何を主にしてあとにつけるかという感じなんですけどね。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 今湯口委員の提案からすれば、協議の2番の案のこの言葉の、この文言が入って来るんじゃないかなと思うんです。要するに、現本庁舎耐震改修及び一部増築案の(2号案)で条件を加味した分について、ここに大災害に対する構造体I類であったり、既存遡及であったり、そういった文言をその中に入れて条件を加味してということであるならば、それはそれで、さっき協議の2の分を5番の中に、5番か、4番か、の中に入れてよということなんですけども、今の話からすれば、その特別委員会の示した現本庁舎耐震改修及び一部増築案(2号案)に新たな条件ということで、構造体I類等々の文言、今これから協議の2をする、しようとする文言を入れてしまえば、その協議の2の項目もこの全部入れるかどうかということとは別として、それで条件をと言いますか、そういったことで納得できるのかなっていうふうには、私は思います。

だから、4のあとに、の条件ではという、これも湯口委員が言ったんだけど、条件ではということ、条件がここに新たな条件があるわけですから、それを新たな条件として加味したということであればいいんじゃないですか。私はそんなにこだわりません。

◆橋尾泰博 委員長 今の上杉委員の提案であれば、こういう4番の記載をしておりますけども、日本設計と計画条件の内容確認など、十分な議論を重ねる中で、そのあとに例えばこの何です

か、耐震性能であるとか、それから、この何ですか、改修内容ですか、こういうものを加えて書いて2号案の検証をしたら、この条件ではというかたちで続いて来るんでしょう。

- ◆房安光 副委員長 全然いけん。
- ◆橋尾泰博 委員長 どういう。
- ◆島谷龍司 委員 その条件を加えたからできなくなったみたいな印象が。
- ◆房安光 副委員長 絶対だめです。もう、ありありじゃないですか。
- ◆橋尾泰博 委員長 そういうふうになるのか。
- ◆房安光 副委員長 柱頭免震じゃできませんよ、居ながらできませんよ、150台できませんよと全然つづくりにならんじゃないですか。
- ◆橋尾泰博 委員長 ちょっと今私が思ったのは、例えば、結さんの方からこの②のようなことが出てきたんで、その前段にそれを書いたらこの3つが出てきたというかたちになるのかなって。
- ◆房安光 副委員長 ②の前提。
- ◆橋尾泰博 委員長 という、ことを思ったんで。
- ◆房安光 副委員長 ②の前の部分がね、それは確かにあるけども、居ながら工事できないっていうのはさっき上杉委員が言ったように、要するに設備機器が使えんから居ながら工事できませんよというのが1つあって、これはさらにこういう条件があるからできませんよということなんですから。
- ◆橋尾泰博 委員長 表現の仕方でしょうから、どういうかたちが。
- ◆房安光 副委員長 表現の仕方じゃないでしょう。
- ◆橋尾泰博 委員長 いや、いや。
- ◆房安光 副委員長 事実関係の問題ですな。
- ◆島谷龍司 委員 委員長、あれしましょう、提案について、今そういうところじゃないでしょう、提案についてやりましょう、動議について。
- ◆橋尾泰博 委員長 だから、今。
- ◆島谷龍司 委員 違います、今中身の話、動議についてやりましょう。
- ◆橋尾泰博 委員長 動議も、その。
- ◆島谷龍司 委員 今中身に入っちゃいました。
- ◆橋尾泰博 委員長 中身が決まれば別に動議取らんでもいいんじゃない。
- ◆房安光 副委員長 2号案ができるかできないかというのが問題なんですから。2号案とするかしないかでいいんですよ。それだけの話。
- ◆房安光 副委員長 委員長。
- ◆橋尾泰博 委員長 そこがようわからん。房安委員。
- ◆房安光 副委員長 何度も言いますが、ここで問題なのは2号案が実現可能であるのかわからないということが大問題なわけですよ、前提として。それでないとあとがつづくりがつきませんので、だから2号案とするのか、対案として、次の対案がもう1つ検証作業の際に云々という対案があるわけですから、要するに2号案としないかどうかということをお話いただければ

それでいいだろうと、もうそれしかないんです。

- ◆橋尾泰博 委員長 2号案だけじゃなくて、設置案も含めていろんな意見が出ていますから。
- ◆桑田達也 委員 まずはその2号案とその他も含めて、すればよりいいんじゃないですか。
- ◆橋尾泰博 委員長 どういう表現がいいのかな。
- ◆房安光 副委員長 2号案というものが元々できるのかできないのかという検証をしてきたわけですからね、明らかに。だけど、その元の2号案では全然その検証も何もできないよと、これではと言われて、それで幾つかの定義追加ということが出てきただけの話なんでね。それだったら、元の2号案だったらもう全然検証も何もできない案だったということが前提なわけですから。ですから検証するためにどうしたらいいですかということを前提にして、日本設計と調整会議を続けながら意見調整して合議をして全部決めてきているわけですからね。だから、元の2号案というのがどうだかということが問題なわけですから、2号案という文言をカットするか、ヒットするかということを探決していただくのが一番わかりよいと思います。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。
- ◆上杉栄一 委員 今、私の方でその与条件の中で、その協議事項の案の1の分をちょっと申し上げただけでも、言われるように、この案の1の協議で与条件を出したのためにこのままの条件ではということになるので、これをクローズアップしてしまうと、本来の意味からするとできない条件からすると、この条件ではないわけで、そのあたりはちょっとそれこそ誤解を招くかなということで、これは取り下げます。
- ◆橋尾泰博 委員長 そこら辺が、この議会だよりとの絡みがあってそういう提案をした。だから、4番のところに先ほどの分を入れるのか、あるいはその条件を変えて変更案というかたちで出したところに入れるのか、それをまずお諮りをしたという、
- ◆房安光 副委員長 2号案が実現不可能だから言ったんですからね。
- ◆橋尾泰博 委員長 じゃ。
- ◆房安光 副委員長 そこじゃないですか。
- ◆橋尾泰博 委員長 いや、こっちになっていたから、これとの整合性を図るために言えば、
- ◆房安光 副委員長 2号案は実現できないという。
- ◆橋尾泰博 委員長 それも含めて、こういう議会だよりとの記載の関係で整合性を持たせるために、どういう場所に、どういう書き方をした方がいいのかという最終の確認を取らせていただきたいということでございますし、それと今、2号案ができなかったということです。それで、柱頭免震ではできなかったということです。
- ◆房安光 副委員長 50台もできなかった、居ながら工事もできなかった。
- ◆橋尾泰博 委員長 それで、これが皆さんも住民投票条例に出された関連情報表を持っておられると思いますけれども、これを読んで本庁舎免震工法ということに記載してあるんですけど、これは検討会の中でいろいろ議論していく中で、柱頭免震できるという審議の経過があって、それで、柱頭免震で検証した。それで、できなかったということが明らかになったということであって、2号案そのものが、

(「提案した」と呼ぶ者あり)

- ◆橋尾泰博 委員長 何が。
(「柱頭免震を提案した」と呼ぶ者あり)
- ◆橋尾泰博 委員長 市民の皆さんに出した関連情報表っていうのは皆さんよく理解しておられますよね。
(「報告」と呼ぶ者あり)
- ◆橋尾泰博 委員長 いやいや、ちょっと確認です。は理解しておられますよね。
(「しています」と呼ぶ者あり)
- ◆橋尾泰博 委員長 しておられますよね、はい。ということであって、言えば、今日上田委員の方から話を聞かせていただいておって、柱頭免震ではできないという、実現不可能だということの日本設計の検証はいただいたんですが、2号案そのものができないというところの共通認識が違うと思うんですよ、若干。
- ◆島谷龍司 委員 じゃ、なんで変更案作ったんですか。
- ◆橋尾泰博 委員長 なんで。
- ◆島谷龍司 委員 2号案でできるんだった変更案なんていないんじゃないですか。委員長。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。
- ◆島谷龍司 委員 議論をなんか丸々すり替えているような話になっているじゃないですか。あくまで2号案を市民の皆さんに提案したときにその提案する前の段階での検討会の中で、柱頭免震でやるということをしかりと会派結の会長である上田さんが言われて、
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、はい。
- ◆島谷龍司 委員 それを2号案として認めて、我々は議会の中で議決をしたわけでしょう。今さらそこに書いてあるかないかの話を、今、されようとしていると思うんで、そうじゃないじゃないですかということです。
- ◆橋尾泰博 委員長 いや、違いますよ。私が確認取らせていただきたいのはそういう経過があつて検証を柱頭免震というかたちでもらったでしょう。
- ◆島谷龍司 委員 経過。
- ◆橋尾泰博 委員長 うん。それで、日本設計からできませんよというかたちが出てきて、それで、住民投票の結果を受けてできる方向を考えようということで、皆さんで御議論いただいて変更案というものを作っていたわけですよね。
- ◆房安光 副委員長 だから、2号案はできなかったということで。
- ◆橋尾泰博 委員長 うん。
- ◆島谷龍司 委員 提案した2号案はできなかった。だから2号案で、
- ◆橋尾泰博 委員長 だから、両方2号案なんですよね、できる方も2号案だし、
- ◆房安光 副委員長 何を言っているんですか、それはちょっと委員長、あまり、おかしい。事実誤認も甚だしい。
- ◆橋尾泰博 委員長 なんで。
- ◆上杉栄一 委員 委員長。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員。

- ◆**上杉栄一 委員** それ、議論のすり替えです。2号案で市民に示した案というのは、これはできなかった。これははっきりとこの議会だよりも増刊号にも出ておるわけでして、その理念を含めて、それに近いものということで、これは、初めは代替案、変更案、代替案だったけれども、議論、大きな議論をして、いわゆる変更案というかたちになった。ですから、その時点で当初の2号案っていうものは、もう実現不可能ということは、この委員会の委員さんは、私は認識を一にしていると思ってまして。ですから、それであるならば2号案だ、変更案だ、何案だという話はする必要はなんにもないわけです。できるということであるならば、先ほど上田委員さんができると言った20億3点セット、これができるというのは、我々が言っているのは最初の柱頭免震で居ながら工事をして20億8,000万円だという、これがあくまで2号案です。変更した案で言うておられるわけじゃないでしょう。だから、今、委員長が言われるその変更した案も2号案だと。だから、2号案でできるというのは、これは、私はまさに議論のすり替えだと私は思います。
- ◆**橋尾泰博 委員長** ちょっと説明が不十分だったと思いますけれども、この2号案は現本庁舎の耐震改修一部増築案というふうに書いてあります。2号案は旧市立病院跡地の新築移転と、これが元のことでありますので、
- ◆**房安光 副委員長** 何をしているだ、本当に。
- ◆**橋尾泰博 委員長** 確認で、今ちょっと。
- ◆**房安光 副委員長** とんでもない話です。
- ◆**桑田達也 委員** 4のところだけ、
- ◆**湯口史章 委員** 委員長。
- ◆**橋尾泰博 委員長** はい、湯口委員。
- ◆**湯口史章 委員** だから、私先ほど言いましたけど、今、言われたところの下に、条件をつけたわけですよ、議会が、柱頭免震でやるだの、そういう条件もつけ金額も示したわけですが、それが条件ですよ。だから、この条件では実現が駄目です、できませんよというのが今回の検証結果なんですよ。うん。別に対比表ですか、その関連情報の内容まで詰めなくて、耐震改修一部増築がいいか、新築移転がいいかって言うて住民投票したわけじゃないんで、少なくとも。細かい条件までつけちゃったわけですよ議会が、そこまでなっちゃってから、この委員会こういう議論をずっと重ねて、その責任としてやってきたわけですから。あれだけで住民投票かけておったらこんな委員会要りません。あとは執行部がやれよと言って、言っております。細かい条件までつけて、お金まで示してやったから、それでですからね。その条件では実現は困難だということですよ、先ほど私がちょっと伊藤さんに言いましたけど、そういうことだと私は理解していますけれどね。
- ◆**房安光 副委員長** これ中身決まっているんですよ。何を今さら言っているんですか。
- ◆**島谷龍司 委員** 動議をしましょう。
- ◆**房安光 副委員長** 案はいいから2号案かどうかという採決しましょうよ。同意取りますから、同意取ってください2号案でどうかという採決しますけどよろしいでしょうかと。
- ◆**橋尾泰博 委員長** 2号案と色々な案がようけ出てきたから、色々な案が出たのはもう1つ

ずつ。

◆島谷龍司 委員 上紙さん、取り下げられるでしょ、さっき言われたのは取り下げでしょ、上紙さんの案。

◆橋尾泰博 委員長 いやいや、今採決をしろという話の中で、いろんな意見が出てきましたが、いろんな委員さんから。それで、2号案を採決する部分と、それからいろんな意見が出た部分については意見を提案されたかたが1人ずつ手を挙げるというようなかたちになるんで、そこから辺がありまして、どういう採決の採り方。

◆島谷龍司 委員 今すべてをやられるという話ですから。

◆桑田達也 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 いろいろ意見も確かに出ましたけども、それこそ原点に返ってこの2号案又は検証作業の際に特別委員会に示した現本庁舎の耐震改修及び一部増築案、その2つに絞って採決をするかどうかのことをまず確認されて、これが確認されれば、じゃ、採決を諮っていいかどうかの確認をされ、それで、採決ということでもいいんじゃないでしょうか。

◆橋尾泰博 委員長 2号案と、

◆房安光 副委員長 と、今2つ。

◆橋尾泰博 委員長 2号案とこの特別委員会の示した調査案は言本庁舎耐震改修及び一部増築案、この2つで採決をとれということか。

(「そうです。するかどうかをまず諮ってください」と呼ぶ者あり)

◆上紙光春 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 島谷委員さん、よくわかりませんが、お訊ねになったことが。私は検証作業の際に、特別委員会の示した、をとって、あと続けるか、上と併せて2号案で単純でいいか、それでいいという意味ですよ。それを取り下げという意味かな。

◆島谷龍司 委員 違う、違う。委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 はい。上紙さん、私が言ったのは、上紙さんも言われたように、検証作業の際に特別委員会の示した何ていうのは、皆は2号案を基にしているんだから必要ないということと言われましたよね。ですから、私はそういう現本庁舎の耐震改修及び一部増築案っていうのを図の上でね、そこを何と言いますか、削除した方がいいじゃないかという御意見があったんだけど、今こうやって2つになっているから、上紙委員が言われたその削るという、削除するというのは、取り下げた方がいいんじゃないかなというふうに思っただけであって、2号案を、2号案ともう1つというのは、上紙さんが言われた2号案がいいよという話を取下げということじゃないですよ。はい。

◆橋尾泰博 委員長 はい、上紙委員。

◆上紙光春 委員 前段に申し上げたときに、上杉委員さんが上の方に書いてあるんだから、文章の整合性をとるためには、その現本庁舎の耐震改修及び一部増築でいいんじゃないかなと初め

に御意見言われたんでね、ここ2号案でポンとするよりも、それも1つの案かもしれんと言つて、それは私は取下げます、2号案をシンプルに、最終的には一緒だと思いますので、皆さんと、というのが、先ほどこちよつと議論があったんですけど、検証作業の際にいろいろ条件を付しましたけども、山本先生の案を忠実に守った条件なんですよね。これやりますと、特別委員会がつついたものができなんだということになる可能性もあるし、つついたものはできるわけですから、別な意味で、すいません、どうも。

◆島谷龍司 委員 委員長。

◆橋尾泰博 委員長 はい、島谷委員。

◆島谷龍司 委員 上紙委員が言われるとおりでと思っています。私と同じ意見だと思いますので、その点は、相違はないと思います。はい。

◆橋尾泰博 委員長 今出ておりますのは、その2号案というかたちで採決を採る、それから、はい。それが1つですね、それから、太字で書いてあるのが検証作業の際に特別委員会の示した、それから、伊藤さんが提案された調査案は言本庁舎の耐震改修及び一部増築案という太字があるわけですが、この検証作業の際にというようなことは、上紙さんも、こういうことはいらないと、それで、ちょっと確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、上の部分もあって現本庁舎の耐震改修及び一部増築案（2号案）という上と併せて、それは取り下げてと言われたから取り下げるといことですね。はい。それで、2号案だけでいけということですね、ということで了解をされたということですね。はい。湯口委員の方から採決を採れということでございます。採決に入らせていただきますけれども、伊藤さんと上杉さんから先ほど御意見ありましたけど、それでいいですか。採らせていただいて、はい。いいですか。はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 その調査案というのも選択肢に入っているということによろしいですか。

◆橋尾泰博 委員長 提案された調査案ね、はい。

◆房安光 副委員長 それによかったら加えてもいいですよ。

◆橋尾泰博 委員長 今伊藤さんの方から確認の質問がございました。伊藤さんの方はあれです、日本設計から出てまいりました調査報告書、その1章って言いますか、調査案を検証に出したときの1章には調査案という書き方がしてあるので、第1章の部分であるから整合性を図るために調査案という言葉を入れてはどうかという御提案であったと思います。それで、調査案ということになるとどうなんでしょう。特別委員会の示した調査案というつづくりになってくるんでしょうか。

◆房安光 副委員長 ならん。

◆橋尾泰博 委員長 ならんでしょうかね。いろいろ皆さん御意見出るんで、ちょっと整理をさせていただきたいんですけども、伊藤さんの方からあった調査案、整合性を図るという意味での御提案だったんですが、それをすることに、入れるということになれば特別委員会の示した調査案というつづくりになってくると思うんですけども、違うんですか。議論して調査案出したんじゃない。

◆橋尾泰博 委員長 はい、伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 私がこの調査案っていうのを出したのは、その今ここに書かれている2つの意見で割れたので、これならどうですかということで、その2号案に与条件を加えた調査案では実現困難なっていうふうが続けたらどうですかと、一番最初に言ったわけですけども、これがその何、調査案という言葉を入れるのであれば、その説明がいるとか、そういった意見が出ていましたでしょ。

◆橋尾泰博 委員長 はい。

◆伊藤幾子 委員 それで、持ち帰りという提案もしたけど、それも駄目だったわけですよ。だから、この調査案というものが、すいません。私この議論の中でボツになったのか、生きているのがちょっとわからなかったもんで確認したいんですけど、そこをはっきりと教えてください。生きているもんなんか、駄目なんか。

◆橋尾泰博 委員長 この点については、生かしてもよろしいですか。はい。

◆上紙光春 委員 調査案は前に取り下げたことがあって、3択でいい。どちらにされてもいいよ。

◆橋尾泰博 委員長 それでは、上田さんの方は意見はございませんね。はい。それでは、この冒頭の入りでございませう。2号案の条件ではというつづりに御賛成のかたの挙手をお願いいたします。6名ですか。それから、特別委員会の示した調査案は現本庁舎の耐震改修及び一部増築の条件ではということをしてとされるかたは挙手をお願いいたします。はい。ありがとうございます。それではこのつづりを2号案に統一をさせていただきます。それと、議会だよりの絡みがありましたけれども、この4番の下に3つできないという条件課題が出てきたと、それについて、今度は5番目ですか、5番目、そのため住民投票を提案した議会の責任として、住民投票の結果を尊重し、2号案の構想や基本的な考え方に極力近いかたちで条件を一部変更し、実現可能な工期、費用を算出することにしました。変更した条件は、①現本庁舎を全体基礎免震とする、②内装工事は居ながら工事できないことを前提とする、3駐車台数は150台を求めないこととするなどであります。

5番にそういうことを書かせていただいて空白になっております。それで、そのあとに、また市庁舎に求められる性能を市民の生命安全を第一義として大災害時にも機能する構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類と定め、72時間対応できる設備への新設、渡り廊下で庁舎をつなげば一体の建物とみなされるという鳥取市の正式な見解が示され、天井や壁など既存遡及が求められるなど新たな与条件を加えての検証を委託しました。また、建設費概算については、予算の枠を決める積算といたしました。この文言が、この空白の中に入ってまいることとでございます。ということで、そのように整理をさせていただきたいということと、もう1つは、何も入れないでもええでないかということがありましたけども、当初の2号案の計画とは、これは新たに違う条件というか、でございますので、これは報告として入れとく方が妥当だというふうに私、委員長としては判断をいたしておりますが、いかがでございましょうか。御意見を聞かせていただきたいと思っております。はい、上杉委員。

◆上杉栄一 委員 入れるにしても、少しちょっとくどすぎるっていうかね、ということです。ですから、これもう簡単に、

- ◆橋尾泰博 委員長 どういう書き方がいいでしょうね。
- ◆上杉栄一 委員 うん。ですから、市民の生命安全を第一義としてということは当たり前の話であります。ですから、構造体Ⅰ類以下の建築設備甲類と定めということ、このあたりのこと、それから72時間対応設備の新設、これは入れるのであるならば、これの何かそういう言葉が多分ある、あるんじゃないかなというふうに思っておりますのでそのあたり、それから、渡り廊下以降の文については、これはもう既存遡及についてはいろんな議論がある中で出てきたわけですし、これは新たに既存遡及が求められるその分の条件が加味したということで、鳥取市の正式な見解がどうのこうのという、そういった文言は必要ではないというふうに思いますし、最後の建設費概算について予算の枠を決める積算、当たり前の話ですし、別にこれをあえてここに予算の枠を決めるというような言葉を、文章に入れるということはこれは必要でないというふうに思っています。ですから、与条件の中での新たに出てきた分について、それを簡潔に入れていただいたらそれで私はいいと思っております。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい、上杉委員の方から御意見ございました。上杉委員の御提案に対して、御意見賜りたいと思います。どなたからでも結構でございます。今、言われたのは、また、でも、この大災害時を想定、どうかな。
- ◆上杉栄一 委員 いいですか。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい。
- ◆上杉栄一 委員 市の庁舎ですから、市民の生命安全を第一義とすることは当然の話でありますし、併せて大災害時にも対応できるということはこれも当然の話です。それは、もう構造体Ⅰ類であったり、そういった建築非構造体A類とそれから72時間の対応ということで、それはもう、全部そこで包含できる話だというふうに思っておりますので、あえてここに入れる話、入れる必要はないということですよ。それは、
- ◆橋尾泰博 委員長 ということは、この市庁舎の性能をと書いて、消していった構造体Ⅰ類、建築部材と定め、甲類、
- ◆上杉栄一 委員 いいですか、委員長。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい。
- ◆上杉栄一 委員 要するに、新たな与条件としてということで、それで、構造体Ⅰ類というようなことをつなげていかれたらいいんじゃないですか。
- ◆橋尾泰博 委員長 この上の部分を簡潔にして、それで新たな与条件を加えての検証を委託しましたということですか。
- ◆上杉栄一 委員 それでもいいですし、新たな与条件として、
- ◆橋尾泰博 委員長 与条件として。
- ◆上杉栄一 委員 ええ、してということをつなげていって、
- ◆橋尾泰博 委員長 これを一番最初に持ってきてね、はい。
- ◆上杉栄一 委員 ということで、
- ◆房安光 副委員長 計画条件という言葉の方が、
- ◆上杉栄一 委員 うん。

◆房安光 副委員長 計画条件。

◆上杉栄一 委員 はい。それは、ちょっと文言については、それはあれですけれども、それは結構だと思います。そういうことでつなげていって検証を委託したということで、建設費概算についてというようなことについては、これはここで改めてそれこそ委員長報告です話では、私はそこまで必要がないというふうに思います。

◆橋尾泰博 委員長 この予算のところはカットせえという話ですなあ。なら、その他、委員の皆さんで御意見あれば聞かせていただきたいというふうに思います。それから、ないようでしたら、ここの文言のつづくりについてはもういっぺん整理させていただいて、委員長、副委員長の方でお任せいただけませんか。はい。

◆桑田達也 委員 今のところを少し整理してもう一度、委員長の方から。

◆橋尾泰博 委員長 はい。今、上杉委員の提案がありました。それで、上杉委員の方からありましたのは、この5番のあとには150台を求めないこととするなどであります。ということで、つづくりはどうかわかりませんが、新たな与条件を加えて市庁舎の性能を構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類と定め、渡り廊下で庁舎をつなげば天井や。

(「それはいらんで」と呼ぶ者あり)

◆上杉栄一 委員 委員長、いいですか。

◆橋尾泰博 委員長 うん。

◆上杉栄一 委員 いいですか。そこのそのあと72時間対応できる設備への新設、これは、

◆橋尾泰博 委員長 これはあれだと思うんですよ、建築設備、建設設備だかを甲類と定めるってことは、甲類と定めるってことはこの72時間対応ということですから、甲類と定めということになれば、この72時間対応できる設備への新設、これもカット。

(「カット」と呼ぶ者あり)

◆橋尾泰博 委員長 うん、ということになると。

◆上杉栄一 委員 それで、あと渡り廊下等々の云々は、これは必要ないんで、新たに既存遡及が求められたということ、ここの前の理由と言いますか、そういう見解が示されたということではなくして、その既存遡及についてもこの度、新たな条件の中で、これが求められたということだけは書いていただければそれで私はいいいんではないかということです。

◆房安光 副委員長 与条件じゃないですか。

(「与条件として、などを入れて」と呼ぶ者あり)

(「計画条件」と呼ぶ者あり)

◆上杉栄一 委員 うん、だから、そのあたり、

◆橋尾泰博 委員長 計画条件。

◆上杉栄一 委員 与条件を計画条件。

◆橋尾泰博 委員長 これを、この点については専門家の前田専門監に確認を取りながら、どういう言葉が適当なのか、させてもらいます。1つ、まだ整理していませんけど、組み立て方としてはそういうかたちになるんだろうというふうに、

◆房安光 副委員長 に関しては、非常電源設備。

- ◆島谷龍司 委員 そうそう。
- ◆橋尾泰博 委員長 うん、うん、うん、うん。
- ◆島谷龍司 委員 甲類と定めたら。
- ◆橋尾泰博 委員長 定めたらこういうかたちになると、そういう条件をつけたということですからね、特別委員会として。ということで、お任せいただけますでしょうか。はい。そうしますと、まだ6、7、8、9とありますけれども、もう6時も過ぎましたし、もう今日はこれで閉めさせていただいて、次回の特別委員会に委ねたいと思いますけれども、明日、明後日が一般質問でございますし、入れるとすれば14日が質疑の日でしたかね、これは定数も入っていましたな。
- ◆上杉栄一 委員 多分ね、できれば午前中に定数はします。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい。それでは1つ御提案をさせていただきたいと思います。14日の金曜日でございますけれども、午後1時から市庁舎特別委員会を開きたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。13時、1時。よろしゅうございますか。はい。14日、1時。
- ◆上杉栄一 委員 それで、委員長、仮に、午前中の会議が長引いて、定数の方はできるんだ、多分そんなに。もしひょっとしたらということで。
- ◆橋尾泰博 委員長 はい。14日、午前中質疑がございまして、そのあとから定数の特別委員会が入っているようございまして、その関係で、今、午後1時からということを開会の原則にさせていただきたいと思っておりますけれども、その前段の定数の委員会の絡みもございまして、若干時間がずれるかもわかりませんということだけ御了解をいただきたいというふうに思います。よろしゅうございますか。はい。それでは本日の特別委員会、これをもって閉会といたします。

午後6時12分 閉会

鳥取市議会委員会条例第28条第1項の規定によりここに署名する。

鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員長

橋 尾 泰 博